

國語學科講座

— Ⅺ —

國語問題

國語政策論

保科孝一

株式會社

明治書院

目次

第一章	人文的國語問題と政治的國語問題	………	△三▽																						
一	人文的國語問題の本質と内容	二	政治的國語問題の本質	三	政治的國語問題の内容——公用語・教育語・裁判語・軍隊語について																				
第二章	國語問題と國語政策	………	△三▽																						
一	わが國における印刷能率の低下	二	漢字の制限と國語政策	三	植民地の同化政策	四	異民族の同化と國語政策	五	同化政策の實例	六	民族的勢力の發展と國語政策														
第三章	國語政策の本質とその重大性	………	△三▽																						
一	國語政策の本質	二	世界語の發現	三	國內に對する國語政策として國語の統一	四	國語政策の重大性	五	わが國の標準としての東京語	六	國語統一の機關	七	植民地の國語政策	八	植民地の公用語	九	植民地の裁判語	十	植民地の教育語	十一	外國に對する國語政策	十二	海外における日本語學校	十三	滿蒙新國家に對する國語政策
第四章	國語と國家との關係	………	△七▽																						
一	國語教育の重大性	二	被征服者の言語の消衰	三	國語の尊重愛護																				

國語政策論

保 科 孝 一

第一章 人文的國語問題と政治的國語問題

一

いわゆる國語問題には人文的のものと、政治的のものと二種ある。その人文的國語問題はわが國におけるものがその好例であつて、この問題をいかに解決しようとも、その結果においてなんら政治的の意味を生じない。すなわちわが國における國語問題なるものゝ内容を見るに、

一、標準語の制定

二、標準文體の統一

三、國字の改良

四、假名遣の改定

五、送假名・句讀および分別書方の整理

六、文法の改善

のごときものであるから、これをいかに整理統一しようとも、その結果において政治上になんらの影響をも及ぼさな

い。たゞ文化の發達、教育の進展に重大な關係を來たすのみである。歐米における綴字改良 (Spelling reform) の問題にも政治的意義がすこしも含まれて居らぬ。フランスにおいては、アカデミー (Académie) がつねに文法の變化を注視し、二十年あるいは三十年を期してこれを整理して居るが、この場合にもなんら政治的意義を生じない。ドイツにおいては、固有のドイツ文字を廢して、世界的なラテン文字を専用しようとする運動が起つて居るが、たゞこの運動が成功しても、政治上になんらの影響をも與えないのである。

人文的國語問題には政治的意義はすこしも含まれて居ないが、しかしその解決の結果如何はたゞちに文化の發達、教育の進展に重大な影響を及ぼすのである。たとえわが國において、古來ひさしく慣用し來つた漢字を全廢して、假名かローマ字を専用することになると、その人文上および教育上に及ぼす影響はきわめて大なるものである。もしローマ字を専用することになると、古來の國民的習慣に一大變化を來すので、筆墨紙のごときはすべてローマ字に即したものに變らなければならぬ。商店の大福帳が簿記にかゝることもちろんである。疊の上では萬事不便であるから、座席式に改めなければならぬ。その結果自然在來の家屋にも一大變化を來すわけである。したがつてわが國の經濟上に及ぼす影響はきわめて大なるものであることも覺悟しなければならぬ。

しかるに假名を専用する場合には、ローマ字専用に對するものと、その趣がおういに異なるのである。すなわち筆墨紙は従前のまゝですこしも變更する必要はない。大福帳ももとの通、家屋も特に文化式に改めるにも及ばないから、國民的習慣を従前の通り維持していくことが出来る。いかなる民族といえども古來の習慣を根本的に變改することは甚しい苦痛を感ずるものであるが、假名を専用する場合には、この苦痛から全然免れることが出来るのである。

つぎに教育上から見ると、ローマ字を専用する場合には、これまで漢字の書取に費した多大の勞苦と時間が全然省かれることになるから非常に有利で、この點は假名を専用する場合もまた同一である。送假名や分別書方を整理することはローマ字ならば容易である。つまりこの問題は自然解消と見ても差支がない。句讀の整理もローマ字ならば比較的容易である。しかるに假名を専用する場合には、その趣がすこしく違ふ。送假名問題の自然解消はローマ字の場合と同じであるが、分別書方や句讀になると、ローマ字を専用する場合のごとく容易に解決することが出来ない。それは假名に即した種々の問題が生じて來るからである。しかしいずれにしてもローマ字が假名を専用することになれば、學習上の負擔がいちじるしく軽減されるから、教育の進展を促す上に、非常に有利である事は言うまでもない。

ローマ字が假名を専用せんとする實際問題の上から見ると、ローマ字にはいろいろ／＼な困難が伴なう。たとえ古來の日本文學をすべてローマ字に書き改めなければならぬ。古事記・萬葉集・古今集・源氏物語から現代の重なる文學に至るまで、早晚ローマ字に書き改めなければならぬ。それが決して容易なことでない。先年新トルコ國が古來のアラビア文字を捨て、ローマ字を用いることゝし、古來の文學や各種の文獻を書き改めたが、幸にしてトルコでは、古來の文學や各種の文獻がきわめて貧弱であるから、これを一切ローマに書き改めるにしても、その經費と時間がさほど大きなものではなかつた。しかるにわが國においては古來の文學や各種の文獻がすこぶる豊富であり、ことに現代の文字がすこぶる隆盛をきわめて居るから、これを一朝一夕にローマ字化することは至難の業で、それには多大の經費と歲月を要するのである。しかるに假名ならば、古來の文學も大部分はそのまゝ讀めるし、現代のものは大抵總振假名であるから、その假名をたどつて讀めるのである。たとい漢字を使用してあつても、振假名をつけてあるものは讀

むのに差支がない。現代の國民文學には大抵假名を施してあるから、別に書き改めなくとも、そのまま讀めるから非常に便利である。たゞローマ字に比して假名の不利な點は假名遣改定の問題に對してである。ローマ字を専用する場合には、發音通りに書き綴ることに、何人も異議がないといつてよい。もつとも歴史的假名遣を標準としてローマ字を書き綴つた人もあり、また書き綴ろうと主張して居る人もあるが、しかしその主張はもとより問題にならない。ところが假名を専用することになると、假名遣の問題がすこぶる重大性を帯びて來る。一體、わが國の假名遣は英米におけるものと、すこしく趣の異なるところがある。とゆうのは、現在わが國では漢字を使用して居るために、假名遣の多くは漢字の陰にかくれてしまふ。葵・狼・扇・水・扇・葛・醉・倒・甲府・十條の假名遣がアフヒ・オホカミ・アフギ・ミヅ・クヅ・クズ・エフ・タフル・カフフ・ジフデウであることを知らなくとも、それらの漢字を知つて居れば、社會生活上別に不便を感じない。大臣大將といえども、オホサガハと歴史的假名遣でたゞしく書きあらわし得ない人が多かろうが、しかし大井川と漢字で書くことを知つて居れば、その假名遣のごとき毫も意に介する必要がないのである。ところがイギリスにおいては、*might*、*athlugh*、*honour*、*catalogue*、*Greenwich* とゆうような歴史的綴字法を學ぶ苦痛が、わが國の假名遣に比して優るとも劣るところがないにしても、一旦これを學ぶと一生役に立つし、社會生活上かならずこれを知らなければならぬのである。すなわち新聞・雜誌をはじめその他目に觸れるものは、いずれも右の通りに書き綴つてあるし、自分もまた以上の語を用いる場合には、その通り書き綴らなければならぬ。ところがわが國の假名遣はそれとは性質がおういに異つて居る。すなわちアフヒ・ミヅ・クヅ・クズ・ジフデウとゆうような假名遣を折角學んでも、一旦これに對する漢字を用いるようになる、もはやこれを假名で書くことがない。また電報は假名書き

であるが、カフフと書きあらわさなければ、配達不能の憂はすこしもない。コウフと發音通りに書きあらわして立派に配達して居るのである。つまり、假名遣の多くは漢字の陰にかくれてしまうのであるから、漢字を使用して居る以上、假名遣があまり深い關心を持たれないのも當然である。しかるに將來もし漢字を全廢して假名を専用することになると、これに對する假名遣問題が頓に重大性を帯びて来るのである。葵・狼・水・屑・葛・醉・倒・甲府・十條の假名遣をどうするかが重要な問題になつて来る。すなわち従前の通り歴史的に書き綴るか、はた發音通りに書き改めるかが問題になるが、假名を専用する場合には、歴史的な種々の事實や感情がつきまとつて来て、これを單簡に解決することが困難である。ローマ字における場合のごとく容易に解決し得ないことを覺悟しなければならぬ。

つぎにローマ字は科學的にもつともよく發達した文字であつて、現在のところ理論的に考察して、これに替るものがないと言われて居るのも當然なことであろう。字體は書寫體と印刷體とに分れ、字畫が簡單で、畫線の方向やその組み合わせが理想的に發達して居る。ところが假名はローマ字に比して幾多及ばないものがある。まず片假名について見ると、書寫體がまだ發達しないために、印刷體をそのまま使用して居るのである。書寫體には美的要素の豊富であることを必要とするが、片假名はその點において平假名にとうく及ばない。鎌倉時代頃から片假名で書いた歌集やその他の文學も多少存在するが、美的要素においてはもとより平假名の比でない。ゆゑに片假名を専用するとなれば書寫體の美的なものが發達しなければ、國民の趣味に合致しないため、タイプライターやその他印刷體に用いられる外、あまり急速な發達が望まれないのではあるまいか。もつとも片假名がひろく用いられるようになれば、自然に美的要素に富んだ書寫體の發達して来ることは疑を容れないところである。

つぎに片假名にしても、平假名にしても、文字の組み合わせが、ローマ字のごとく理想的に進んで居ない。文字としては細字に適し、できるだけスペースを取らないものであることが必要條件であるが、假名は字畫が簡單で細字に適することは、ローマ字とほとんど異なるところがないが、文字の組み合わせがローマ字のごとく進歩して居ない。現在の印刷組織からいえば、字體の繁簡に關係なく、活字の大小はみな同一であるから、その結果語としての統合性が不十分である。Fujinoyama, Tokohana とローマ字で組んだ場合とフジノヤマ・ヨコハマと假名で組んだ場合とは、目にうつる統合的感覚が違ふ。つまりローマ字の方がよく締つて居るよう感ずるのである。であるから假名を専用する場合には、現在の字體に改善を加え、その組み合わせを工夫して、語としての統合的感覚を増大することが必要である。

つぎに横書か縦書かも問題になるが、片假名ならば無論横書であり、平假名ならばむしろ縦書が有利であろう。カナモジ會が片假名左横書きを以て方針として居るが、片假名ならば左横書きが當然である。また假名を専用する場合には、片假名であると平假名であるとを問はず、分別書方を原則とすべきであるが、ローマ字であると、自然に分別して書きあらわして居るに拘らず、假名になると、その分け方がなかく、むずかしい問題になるのである。すなわちすべて品詞別に書き分けることが原則になるのはもちろんであるが、その品詞についていろ／＼なむずかしい問題が生じて、一語と見るか、二語と見るかが問題になるようなことが多いのである。たとえば、

サモアラバアレ フリシモアレ マモナク ユキアタリバツタリ ウントモセントモ

等のごとき、一語とも見られるし、二語や連語とも見られるから、これをどうさばいていくかが問題になる。

しかし以上のごとき問題をいかに解決しようとも、その結果が政治上になんらの影響をも與えない。ローマ字を專用するとしても、假名を專用するとしても、政治上にはなんの關係も及ぼすものでない。やゝもすると、ローマ字を専用したり、假名遣を改定したりすることが、わが國體に重大な影響を來たすように論ずる人があるが、それは認識の不足な結果であつて、決して右のような心配はない。たゞその影響の及ぶところは、人文的方面に對してのみであると見て差支がない。

二

以上は人文的國語問題について述べたのであるが、つぎに政治的國語問題について見ると、これは前者とはおういにその性質を異にして居るのである。一體異民族が相集つて一つの國家を構成するか、あるいは民族としては同種であつても、それ／＼固有の言語を有するとき、それらの國家がいずれの言語によつて國務を執行するかは、かならずや重要な問題としてあらわれて來るのである。

世界大戦前におけるオーストロ・ハンガリー國內にはドイツ・イタリー・ルーマニア・ハンガリー・チェツク・スロバキア・ポーランド・ルテーネン・スロウエン・クロアチアおよびセルビア等の各種民族が相割據して、それ／＼固有の言語を用いて居たのである。その結果オーストロ・ハンガリー帝國はそのいずれの言語を以て國務を執行するかが問題であつたが、この問題を解決すること自體が政治上重大な意義を有するのである。第十九世紀におけるオーストロ・ハンガリーの政治上もつとも重要な問題は、實にこの國家語に關するものであつたのである。

ドイツについて見ると、ポーランドおよびエルザス・ロートリンゲンを領有して以來、やはり國家語の問題が生じ

て來た。ポーランド地方には、スラーヴ語系に屬するポーランド語が行なわれ、エルザス・ロートリンゲン二州では、ローマンズ語系に屬するフランス語が用いられて居たが、これらの言語はゲルマン語系のドイツ語とは全然その系統を異にして居るところから、自然國家語の問題を生じて來たのである。すなわち獨領ポーランド地方における公用語は一切ドイツ語として、ポーランド語を使用することが絶対に許されなかつたので、自然そこに政治的に重大な意味を生ずることになるのである。

スウイスは二十二州から成立つ聯邦國であるが、その中の十七州にはドイツ語、四州にはフランス語、一州にはイタリー語が行われて居るので、やはり國務の執行上、これらの國語をいかに取扱うかが政治上重要な問題になり、ついに憲法によつてこれを解決するの止むなきに至つたのである。

つぎにベルギーは現在二重國語國 (Bij-Taligheidsland) と認められて居るが、その譯は同國の北部地方にはオランダ語と大同小異のフラーマン語 (Flaamms) 、その南部地方にはフランス語と大同小異のワロン語 (Wallon) が行われて居る。かくして、ベルギーはあだかもフラーマン語とワロン語によつて二分されて居る状態になるのである。ゆえにこのいずれを國家語とするかが重要な政治問題であつたが、一千八百三十一年憲法において、左のごとくフラーマン語とワロン語を並用することを規定し、この問題を解決したのである。

ベルギーにおいて使用される言語は、そのいずれによつても自由である。たゞし行政官憲の規則および裁判所に用いられる言語については、法律によつて別に規定することが出来る。

以上は國家語に關する問題の政治上きわめて重大性を帯びて居る諸國について述べたのであるが、その他英國にお

いては英語とアイルランド語、フィンランドにはフィンランド語とスウェーデン語、南阿聯邦においては英語とオランダ語との間にやはり政治的な問題が起つて居る。また地方的ではあるが、ロシアの一部、マセドニア・北米カナダおよび印度等においても、政治的色彩を帯びた國語問題が存在して居る。

異民族が割據するか、あるいは一國一地方に數種の民族語が行われる場合に、なぜ國家語の問題、すくなくとも政治化した國語問題が発生するかとゆうに、一國一地方内に數種の相異つた民族語が行われて居ては、政治的にも經濟的にも國際的にも、また社會的にもすこぶる不便不利である。よつてこの不便不利を避けるために、そのいずれかを標準とする必要があるが、しかしそのいずれを標準としても、他の民族が決して黙止しない。かならずこれに對して猛烈に反對して來るのが常例である。なぜなら國語と民族とはきわめて密接な關係を有するもので、もし祖先傳來の言語を完全に強固に保持することが出來ないようにになると、その民族はいつしか固有の精神や性情を喪失して、ついには民族として衰亡を來す恐なきを期し難いのである。ゆえにいずれの民族も祖先傳來の言語を完全に強固に保持して、かれら固有の精神と性情を擁護し、なお進んで民族的に一大發展を期せんことを希望するのはもとより當然である。オーストロハンガリーにおいては、ドイツ語を以て國家語とする運動がたえず繼續し、ある時代においては事實上ドイツ語が國務執行の用語であつたこともあるが、この場合他の民族は政治的にすこぶる猛烈な反抗運動を起し、しばしば流血の慘を見るに至つたのである。かくのごときは國語と民族の關係から見ても怪しむに足らない。ハンガリー民族にしろ、スラヴ民族にしろ、かれらの子弟がドイツ語によつて教育せられ、固有の言語を公共生活に使用することが許されないとしたならば、それによる自然の結果として、思想が年とともにドイツ化せられ、祖先傳來

の固有な性情にも一大變化を來すようになるのであるから、民族としてはあくまで祖先傳來の言語を尊重愛護しようと努めるので、その結果政治的重大性を帯びた國語問題が生じて來るのである。

三

以上のごとき國家語は政治的重大性を帯び、そのいずれに解決するにしても、民族の福利に關係するのであるから、これを圓滿に解決することは決して容易な業でない。しかしてこの國語の内容を見ると、

- 一、公用語
- 二、教育語
- 三、裁判語
- 四、軍隊語

の四種に分たれる。これはひとり國家語に限つたわけではなく、地方語や民族語の問題にしても、その内容が以上の四種に分れる。

一 公用語 これは國務を執行する場合はもちろんのこと、市町村における願書や届書に至るまで、公的生活に用いられる一切を網羅したものを言うのである。なおこれを外的と内的とに大別することが出来るので、その外的公用語とゆうのは、外國との間に交換せられる文書に用いるものであり、内的公用語は國內の公的生活に用いられるものである。戦前におけるオーストロ・ハンガリーの公用語はすこぶる複雑したものであつて、たとえばその帝國議會において、各民族から選出せられた代議士は、それ／＼自由にかれらの民族語を用い得ることが一千八百六十七年十二月發布の憲法によつて規定せられて居たのである。憲法によつて自由に使用することを許された民族語はドイツ・イタリー・ハンガリー・ルーマニア・ポーランド・ルターネン・チエツク・スローバキア・スローウエン・クロアチアおよびセルビア等の諸語である。各民族から選出された代議士が、もとより以上の諸語をことごとく理解し得るわけがない。議

長といえどもその半数も理解し得ないのである。しかも一旦與えた發言權は當人の放棄するまで停止することが出来ない。二時間に十分の休息を與えられ、當人の體力が許すかぎり何十時間でも演説を繼續し得るのである。これまでも十数時間も境上に起つて演説したレコードがあるが、その間すこしもこれを理解し得ない代議士が議席を離れることが出来ないのである。オーストロ・ハンガリーの議會は世界にまつたく類例のないもので、一議案が日程に上つてから採決に至るまで晝夜兼行である。もつとも長く繼續したレコードは一議案に八十六時間を要したことがある。かような類例は世界のいづくにもなからうと思う。

ドイツでは、憲法によつてドイツ語を國家語とすることが規定されて居るので、ポーランドでもエルザス・ロートリンゲンでも、公用には一切ドイツ語を用いさせ、その地方語を用いることを許さないのである。ポーランドにおいて、郵便物のアドレスに地方語を用いたものは、一旦配達不能として翻譯局に差廻し、これをドイツ語に翻譯してから配達する規定であるが、しかし翻譯の期間が限定して居ないから、かゝる郵便物は五年の後に配達しても、十年の後に配達しても、政府はその責を負わないのである。

つぎにベルギーはさきに述べた通り、二重國語國であるが、外的公用語にはすべてフランス語を用い、内的公用語にはフラーマン語とワロン語を並用するようになって居る。ゆえに政府から發表する法律・勅令・規則・告示等は官報に兩語によつて並記してある。諸官廳の門標のごときも、町名のごときも、兩語で並記して居る。

スイスにはフランス語・ドイツ語およびイタリア語が行われ、スイス固有の民族語は存在しない。ゆえに獨佛伊の三國語を公用上いかに取扱うべきかが問題であるが、一千八百七十四年五月發布のスイス憲法第百十六條に、

スウイスの三國語、すなわちドイツ語・フランス語およびイタリー語は聯邦における國民語である。と規定せられ、この條文の結果として左のごとくその施行細則が定められて居る。

一、聯邦官憲のすべての法律・規則および決議は三國語によつて印刷される。たゞし法律の草案および委員會の報告はすくなくともドイツ語とフランス語で印刷する。

二、代議士および立法委員は三國語のいずれかによつてその職務を行う。宣誓書は三國語を以て讀み上げる。

三、聯邦議會における議員の辯論は通譯者を置き、ドイツ語はフランス語に、フランス語はドイツ語に通譯する。

この外聯邦官憲の公文書はすべて三國語を並用し、裁判所の用語も憲法第七條によつて三國語のいづれを用いるも自由であることが保障せられて居る。たゞし軍隊の用語は三國語のいずれかに限られて居るので、つまりテッシン州の軍隊はイタリー語、フランス語地方である四州の軍隊はフランス語、ドイツ語地方である十七州の軍隊はドイツ語を用いる規定である。教育語も軍隊語と同じくその地方語を用いる規定であるが、チューリヒにおける大學と高等工科學堂とは、一千八百五十四年二月の法律によつて獨佛伊三國語のいずれによつて講義するも自由である。

二 教育語 は各學校の授業語を意味するのであるが、これにも政治的の重大なる意義が含まれて居る。さきに述べた通り、各民族は祖先傳來の言語や文學によつて教育せられてこそはじめて民族固有の精神や性情を健全に育て、いくことが出来るのである。もしこれを捨て、他の民族語によつて教養されたならば、ついには民族としての自主獨立を危うする恐があるのである。ゆえに征服者たり治者たるものは、自己の言語によつて被征服者たり被治者たるもの子弟を教養して、かれらを同化しようとする政策を取るのが一般の通則である。戦前におけるドイツ政府がポーラ

ンドに對して取つた獨化政策のごとき、けだしそのもつとも顯著なものであらう。ドイツ政府はポーランドを獨化しようとして、ポーランド州内にポーランド語の學校を設立することは、たとい私塾といえども絶對に禁止し、ポーランドの子弟は滿六歳に達したとき、かならず公立小學校に就學せしめる義務を負わせたのである。この公立小學校は一切ドイツ語を以て授業し、一語といえどもポーランド語を用いることは許されないのである。ポーランド人はその州内において教職に就くことを禁じてあるので、ポーランドの兒童を教養するのはすべてドイツ人で、しかもポーランド語は一語も知らぬことをかたく宣誓して就職したものである。ドイツ語をまつたく知らないポーランド語の兒童を收容して、第一時限から一切ドイツ語を以て授業を進め、その間一語といえどもポーランド語を用いることが許されないのであるから、その苦痛や名狀すべからざるものである。この困難に堪え忍んで、教養の義務を完うすることは意志のすこぶる強固なものでなければ成功し難いのであるが、しかしこの非常手段によらなければ、同化政策の目的を達成することが出来ないで、植民地に對する國語政策としては、いずれの國も申し合せたようにこの方法によつて居るのである。しかるに被征服者たり被治者たるものから見れば、この政策を取られることは最大の苦痛であるから、あくまでこれに對して反抗する。獨領ポーランド人はドイツ政府からあらゆる手段によつて迫害を受けて居るが、しかもよくこれに堪え忍んで來た。しかしついに堪え忍ぶことが出来なかつたのは、かれらの子弟を一切ドイツ語によつて教育せられることで、この結果一千九百六年ポーランド小兒兒童の總同盟罷校とゆう一大騒動が持ち上つたのである。ドイツ帝國の憲法から見れば、ドイツ語が國家語として規定せられて居るのであるから、ポーランドにしても、エルザス・ロートリンゲンにしても、各學校の教育語が當然ドイツ語であるべきであり、またあらねばならない

のであるが、しかしポーランド民族から見れば、かれらの子弟がドイツ語によつて教育せられる結果、みす／＼祖先傳來の民族性を喪失せんとして居るのを見て、父兄が到底これを座視黙過することが出来なくなり、ついに總同盟罷校の非常手段に訴えて猛烈に反抗するに至つたのである。

つぎに戦前におけるオーストロ・ハンガリーにおいては、國內至るところに教育語にもとずく政治問題が存在した。一體オーストロ・ハンガリーにおいては、一千八百六十七年十二月制定の憲法第十九條に、

國內におけるすべての民族は均等の権利を有する。しかして各民族はかれらの國民性および言語の尊重擁護において毀損せられることなき権利を有する。

すべての地方語は、學校・官廳および公共生活において、均等の権利を有することは、國家によつて承認せられる。各民族の居住する地方においては、公立學校が設備せられる、しかし他の民族語を強制的に使用せしめられることなく、自己の母語によつて必要な教育を興えることが出来る。

とゆうことがうたわれて居るので、どの民族も自己の言語によつて子弟を教養することが出来るのであるから、別に問題はないはずであるが、しかるに實際は國內至るところに教育語にもとずく政治問題が起つて居たのである。たとえばボヘミアにおいて、ドイツ人とチェック人とが雜居して居る町村が相當に存在するが、その町村における小學校の教育語がつねに問題になつて居たのである。たとえばある村において、ドイツ兒童とチェック兒童の割合が四分六分であるとする、その多數者すなわちチェックの言語を以て教育語とすることが原則となつて居るが、しかしその少數者たるドイツ人はチェック語によつてかれらの子弟が教養せられることを絶対に好まない。その場合村の經濟が豊で

あつて、ドイツ語の小學校とチエック語の小學校を並置することが出来れば別に問題はないが、經濟上その並置の不可能な場合には、そこに政治的的重大問題が起つて來るのである。ボヘミアの首都プラハはドイツ語の大學とチエック語の大學とが、モルダウ河をはさんで相對立して居るのも授業語の關係からである。ベルギーのゲント大學における授業語はひさしくフランス語のみであつた。しかるに近年に至りフラマン文學の講座に限りフラマン語を以て講義することが許されたが、しかしフラマン語派はこれを以て満足せず、フラマン語を以て他の學科をも講義する自由を獲得せんとして熱心に運動して居る。

その他ロシアにおいても、アルバニアにおいても、また南阿聯邦においても、教育語のために種々の問題が起つて居るが、けだし政治的國語問題としては教育語に關するものもがとも重大性を有するものであらう。

三 裁判語 は異民族の雜居する地方において、あるものが罪を犯した場合、裁判所がいかなる言語によつてこれを審理し、その口供はいかなる言語を以て作成するか、被告が裁判官の審問する言語を理解しない場合には、いかなる方法によつてこれを處理するか、すなわち通譯を許すかどうか、辯護士に對してはいかなる規定を設けるべきか等が裁判語に對する重なる問題である。ドイツ・スイス・ベルギーのごとく、國家語に對して憲法の明確な規定の存するところでは、裁判語に對しても別にむずかしい問題が起らないが、戦前におけるオーストロ・ハンガリーのごとき國家の機軸の複雑なところでは、政治的に重大な問題が生じて來るのである。たとえばドイツ人がチエックの町村で罪を犯したとすると、そのドイツ人はチエック語で審問せられ、チエック語で答へなければならぬ。その際辯護士としてチエック人を選定すれば無難であるが、しかしドイツ人とチエック人とはつねに融和を缺き、事々に衝突して居るのである

から、チツク人の辯護士を依頼することはドイツ人としてはなほだ心元ないわけであるし、また實際すこぶる危険なのであるから、自然ドイツ人の辯護士を依頼するのが人情である。ところが、裁判所ではその辯護士に對してチツク語の能力試験を行うのが例になつて居る。多年チツクの町村に居住して、チツク語には十分堪能なることが明であるにしても、裁判所はこれに好意を持たないところから、はなはだしく意地の悪い問題を提出して、故意にかれを不合格とすることも決して珍しくはない。被告から見れば、生命・財産にも關する重大な問題に直面して居るとき、裁判所が言語の問題から被告をなるべく不利に導こうとするのであるから、裁判語が政治的に重大性を帯びて來るのは當然である。一千八百八十年四月ポヘミアの裁判所と原被兩告および自治機關との交渉にいずれの地方語を用いるかについて規定した規則が發布された。それは十一ヶ條から成立つもので、これによると、ポヘミアの裁判所が原被兩告に與える口頭または文書による通知には、ドイツ語かチツク語を用いるべきこと、判決文はドイツ語かチツク語を以て書き綴るべきこと、ドイツ語かチツク語を以て作成された書類は決して翻譯しないこと、原被兩告以外の人に對する場合には、その人の慣用するドイツ語かチツク語を用いること、原被兩告の用いる言語の不明な場合、もしくはドイツ語にもチツク語にもあらざる場合には、適宜ドイツ語かチツク語を用いること、ポヘミア全國に告知せしめるものは、ドイツ語とチツク語とを並用するが、國內のある地方に對して特に告知せしめるものは、その地方慣用の言語によること、證人は自分の使用する言語によつて申立てること、刑事裁判においては、告訴狀その他の文書は原告の使用するドイツ語かチツク語によること等が規定されて居る。しかしこの規則を嚴正に實行することはなかく容易でなかつたので、その後ドイツ語とチツク語との圓滿な妥協を圖らうとして種々の法律案が議會に提出せられたが、

その實行が意のごとくならなかつたのである。

四 軍隊語 として政治的意義の含まれて居るものは戦前におけるオーストロ・ハンガリーの用語であるが、これにまた公用語・教育語・裁判語および命令語の四種が存在する。一體オーストロ・ハンガリーには帝國軍と護郷軍とあつて、帝國軍は皇帝直屬のものであつて、皇帝の命令でいつでも動かし得るのであるが、護郷軍はオーストリア議會およびハンガリー議會の承認を得るにあらざれば、皇帝といえども自由に動かし得ないものである。オーストリアとハンガリーとは一千八百六十七年以來相獨立して共同王國を構成するに至つたので、ハンガリーは憲法第十九條の趣旨によつてハンガリー護郷軍隊の命令語をマジール語に改めんことを要求した。これまでは帝國軍も護郷軍も軍隊用語はすべてドイツ語であつたが、ハンガリーは憲法第十九條の趣旨により、以上の要求を提出したのは當然なことであるから、一千八百六十九年五月護郷軍の用語はその地方語を用いることに法律を以て定められた。その後一千八百八十三年五月帝國軍もまたその構成軍隊の地方語を以てその用語とすることが發布された。かくしてオーストロ・ハンガリー國內における各民族から成る軍隊がその用語としてこれらの民族語が認められるに至つたことは、各民族の立場から見ると、たしかに一大成功であつたに相違ないが、しかしオーストロ・ハンガリーの軍隊としては、その勢力がはなはだしく減殺されたものといわなければならぬ。

一體オーストロ・ハンガリーの海陸軍および國際關係の經費は兩國の共同負擔であつて、一千八百八十七年ごろまでは七と三位の割合であつたが、一千九百七年に至り、六・三六と三・六四の割合になつた。ハンガリーは富裕な國であるから、以上の共同負擔額の漸次増加することには別に異存はないが、その代償として軍隊の用語に關する權利を

回復せんことを要求し、その結果一千八百八十九年の規約も成立するに至つたのである。

一千九百三年十一月オーストロ・ハンガリー陸軍大臣の訓示を見ると、これまでオーストロ・ハンガリーにおける軍隊の用語は大體ドイツ語であつたのが、漸次非ドイツ語がその勢力を回復しつゝあることが窺い知られる。さらに一千九百四年八月同陸軍大臣の訓令によると、マジヤール語がドイツ語とほぼ同じ勢力を獲ようとして居ることがわかるのである。

オーストロ・ハンガリーの海軍は、その下士卒を主としてアドリア海沿岸地方から徴募して居る關係上、かれらを教育するには、かれらの慣用するイタリー語によることを原則とするが、たゞしその命令語はドイツ語を用いることになつて居る。こゝに命令語とゆうのは、「廻れ右」とか、「嚮導右」とかゆう軍隊を指揮する場合の用語を言うのである。

オーストロ・ハンガリーの軍隊は非常に複雑な機構を有し、一箇聯隊が全然同一民族から成立つて居ることは殆どなくて、聯隊が三箇大隊から成るものとして、第一大隊がハンガリー人、第二大隊がポーランド人、第三大隊がルーマニア人から成立つような場合が多い。その結果聯隊長が各大隊に告知せしめる場合には、それら民族語を用いなければならぬ。各大隊長からは民族語によつて報告するから、聯隊長は部下の民族語を理解しなければならぬ。しかざればこれを翻譯する必要があるからすこぶる不便である。聯隊にしても、大隊にしても、下士卒の教育はその民族語によるのであるから、聯隊なり大隊なりが、異民族から構成せられる場合、種々の教育語によらなければならぬので、その統一を期することが容易でないのである。

つぎに裁判語は軍隊において特殊の關係を有して居る。たとえばドイツ民族に屬する軍人がハンガリーにおいて罪を犯した場合には、ハンガリー語によつて審問せられるし、ハンガリー民族に屬する軍人がオーストリアにおいて罪を犯した場合には、ドイツ語によつて審問せられる。なおその手續その他について特殊な規定がそれ／＼設けられて居る。

以上に詳述した通り、國家語にしても、地方語にしても、民族語にしても、これに關する取扱がただちに政治上に重大な意義を生じて來るので、容易にこれを解決することが出來ない。もしその解決よろしきを失すれば、それによつて受ける民族の利害は甚大なものであるから、爲政家はつねに心をなやまして居るのである。オーストロ・ハンガリーの内閣が國語問題をいかに解決すべきかに行きづまつて交迭を見るに至つたこととも一再ではない。國內に異民族を抱有するか、あるいはあらたに植民地を領有するに至つた場合には、早晩かならず政治的國語問題が起つて來るのであるし、これに對する解決の方法をすこしでもあやまると、禍累を百年の後に遺す恐があるから、爲政家はつねにこの問題にふかく留意しなければならぬ。

第二章 國語問題と國語政策

一

國語問題に人文的のものと政治的のものと二種存することはすでに述べた通りであるが、いずれにしてもこれをいかに解決すべきかは重大問題で、そこに國語政策の重大性が認められるのである。人文的の國語問題には政治的の意

義が含まれないから、解決がきわめて容易であるようにも思われるが、しかし實際について見ると決して容易なものでない。たとえばわが國において漢字を全廢してローマ字を専用するか、あるいは假名を専用するとして、それがはたしていかなる結果をわが國における文化の發達、教育の進展の上に及ぼすかは、國語政策上から慎重に考慮しなければならぬ。かりに漢字を全廢するとしても、古い土藏をこわしてしまふように單純にはいかぬ。千有餘年來わが國の文學と密接な關係を有して來た漢字を一朝にして廢止することはもとより不可能である。しかしこのまゝに差置て漢字負擔の過重に苦しむことは、國運の隆昌民族の發展上から見てすこぶる不利である。わが國民が漢字に對する負擔過重とゆう一大ハンディキャップを有して居るために、文化の競争において到底歐米をリードすることが出来ないのである。紡績業におけるわが國の躍進は實に目ざましいものである。本家本元のイギリスが悲鳴を擧げて居るが、それはもとより當然なことである。とゆうのは、ランカンシアの紡績業者は三十年前の機械をそのまゝ運轉してすこしも改良を加えない。そのマネージメントも舊のまゝである。しかるにわが國ではその機械に漸次改良を加えて、現在では精巧無比、イギリスなどのとうく及ぶところでない。また女工の操業能率がかれに比して數倍して居る。ゆえにわが國では綿布一こうりに對する生産費がわずかに十三圓餘に過ぎないのに、イギリスは三十三圓餘、アメリカは四十九圓餘に上つて居る。わが國と英米との間にかくのごとき廣大な懸隔を生ずるに至つたのは種々の原因の存することとはもちろんであるが、しかし機械に銳意改善を加え、操業方法に工夫をこらして、その能率を向上せしめたこともつとも有力な原因である。その他造船術において、あるいは機械工業において、歐米に比してなんら劣るところがないのみならず、むしろはるかにかれをリードして居る状態にあることはまことに意を強うするに足るのであるが、

この時に當つて、かれに比してはるかに及ばないものゝあるのは印刷能率のいちじるしく低いことである。歐米においてはローマ字を基準とした精巧な印刷機械リノタイプやモノタイプ等が發明せられ、これを利用して印刷能率を急速に向上せしめつゝあるのであるが、わが國では漢字を使用して居るために以上の機械を利用することが出来ない。かつては邦文モノタイプも製作されたが、到底實用にならなかつた。現在邦文タイプライターはひろく使用せられて居るが、ローマ字や假名のタイプライターに比して、その能率の低いことはお話にならない程度にあることは、何人も一見すればたゞちにうなずかれるであらう。以上のごとき印刷機械を自由自在に利用することが出来ないから、一活字を植えつけてこれを組み立てる手数のすこぶる複雑なものであることは、リノタイプやモノタイプを利用するものに到底理解することの出来ないものである。第一流の新聞社は活字約一千万個を所有して居るが、その取扱に多大の勞力と時間を要するのである。まず第一に一千万個の活字を備えつけるのに廣大な場處を要する。第二には一千万個の漢字を部首によつてケースに配列するのであるが、その配列に非常な手数を要する。第三には原稿によつてその活字を拾ひ集めるのに多大の勞力を要する。第四にはその拾ひ集めた活字を原稿によつて植字しなければならぬ。第五には植字後紙型を取れば、もはや植字したものが不用になるから、これを解體して活字を一々もとのケースに返さなければならぬ。しかしこれは活字を拾ひ集めるときと同じ手数を要する。第六には活字は幾回も使用することが出来ないから、たえず補充しなければならぬ。それには毎日すくなくとも十五六萬個の活字をあらたに鑄造して補充しなければならぬが、この補充についても多大の勞力と經費を要する。しかもいよゝゝ印刷するまでに多大の勞力と時間を要するため、その能率はなほだしく低下するのみである。ローマ字や假名を基準としたリノタイプやモ

ノタイプを使用する場合には、第一から第六までの條件はまつたく不用であるから、それだけ印刷能率が向上するわけである。ことに一千萬個の活字を運用する場合には、勞働争議や天災地變のためにたえずおびやかされなければならぬ。たとえば大きな地震が襲来すれば、活字のケースが顛落するため、これを整理するまで印刷が不能に歸する。これが非常な損害で、關東大震災における新聞社や印刷所の苦い經驗は、永遠に忘れることの出来ないものである。しかるにリノタイプやモノタイプを使用する場合には、これらの脅威から大抵免れることが出来るのである。

以上のごとく、わが國における印刷能率は歐米に比してはなほだしく低いものであることは、文化の發達と教育の進展に重大な關係を及ぼすのである。なぜなら印刷能率の低いことは印刷費の高いことを意味するのであるし、印刷費の高いことは知識の民衆化を妨げて、文化の發達と教育の進展にすこぶる不利な結果を來すことになるからである。兒童讀物のごとき、英佛獨等におけるものに比してはなほだしく高い。ドイツの小學校が兒童に強制して讀ませて居るものは一冊五錢程度のものであるから、わが國におけるものに比して何分の一に過ぎない。であるからそれだけひろく讀まれるものと見て差支がないが、わが國では中以下の家庭において、兒童の欲するまゝに課外の讀物を與えることが出来ないのは、一般社會の生活程度に比して高價なためである。とにかく印刷費が一般社會の生活程度に比していちじるしく高いことは、國家の不利きわめて大なるものである。

二

以上のごとく、印刷能率が歐米に比してはなほだしく低いことは、要するに漢字を無制限に使用して居るためである。もし臨時國語調査會の發表して居る常用漢字表一千八百五十八字までこれを制限することが出来るならば、印刷

能率を現在に比して數倍高めることがすこしも困難でない。さらに常用漢字を一千字以内に制限し得れば、一層その能率を高めることが出来る。紡績業にしても、機械工業にしても、また化學工業にしても、いまや斷然世界をリードして居るとき、印刷能率が歐米におけるものに比してはなほだしく低いことはまことに深憂に堪えない。印刷能率は文化の發達と教育の進展にもつとも密接な關係を有するのであつて、もし現状のまゝながくこれを放棄して反省自覺するところがなければ、あるいはわが國は現在の地位をながく維持することが困難になりはしないであらうか。切に國民の反省自覺を促して止まないのである。

しかしながら漢字をある程度まで制限することはなか／＼容易な業でない。その影響するところもまた甚大であるから、その方法については慎重に考慮しなければならぬ。わが國語政策上から見れば、國語を尊重愛護することもつとも重要な問題であるが、現在のごとく漢字を無制限に使用し、外國語をみだりに輸入しては、國語の尊重愛護に對する方針と相反するものである。ゆゑに國語政策上から見れば、漢字を制限し、漢語を整理して純國語の發達を圖らなければならぬ。従來は漢字を基礎として新語を作成することが多かつたために、學術上の術語のごとき大抵漢語である。しかも語としての生存價値をふかく考慮せず、たゞ單にその意味に當てはまる漢字を結び合せるのであるから、目で見ればその意味がおぼろげながら理解し得られるとしても耳で聞いてはまつたく不可解なものが多かつた。右のような術語は外國語を翻譯したものにことに多いのであるが、たとえばその二三の例を擧げて見ると、

攪拌摺機 排出歪輪子 吸鏑冷却油唧筒 群明暗五光燈 龍鬚茶 牛織肉 土瀝青 洋灰 燐寸 龍骨

の類で、これを音讀したのでは、語としての生存價値はまつたくない。今日のごとく、電信・電話からラジオのひろく

發達した時代において、右のような漢字本位の用語を一般に使用することは國語政策上はなほだ取らざるところである。ゆえに術語のごときも今後はなるべく國語本位とし、止むを得なければ一部分だけでも國語を以て構成するようすべきである。たとえば純國語から成立つものとしては、

爲替 書留 振替 手形 切手 端書 小包 小口落し 後去承シテリウケ 翼の後端ハネノアトバ 窺孔クニナナ 洗張 張板 受取 貸家
家主

等があるが、これらは電話でもラジオでもよくその意味を理解することが出来るのである。また一部分國語から成立つものとしては

迎え角 張出し翼 弛シ鑄鎖 振替貯金 見返り擔保 火吹き機械 洩し弁 轉がり摩擦 たゞき大工 大根おろし 重箱 湯桶

のごときものがあるが、これもよく理解し得るのである。しかるに漢語になると同音語 (Homonyms) が非常に豊富にあらわれて来るので、電話やラジオでは、その意味を知ることの困難な場合がすこぶる多い。たとへば、

旗艦 貴艦 貴官 旗竿 機關 汽罐 器官 貴翰 期間 歸艦 奇觀 龜鑑 机間 飢寒 既刊 汽管
のごとき同音語が非常に多く、それがために誤解を生ずることが少くない。もちろん文章前後の關係で大體正解し得るものであるが、しかしながらそれにしても、

徳川公爵—徳川侯爵 市立學校—私立學校 保健—保險

等になると、そのいすれかに迷うことが少くなかろう。ゆえに、電信・電話やラジオの發達して來た今日において

は、以上のごとき同音語をなるべく避け、なお目の言葉を耳の言葉に改めることが國語政策上もつとも重要にしてしかも賢明な方策であると信ずる。

その他さきに列擧した人文的國語問題のいずれを解決するにしても、國語政策上より慎重に調査攻究を進めなければならぬ。ひとり國字問題ばかりでなく、標準語の制定にしても、假名遣の改定にしても、その影響するところがすこぶる大なるものであるから、輕々にこれを取扱うことが出来ぬ。國語政策上から確固たる方針を樹立し、禍累を百載の後に遺すことのないようにしなければならぬ。現在わが國におけるがごとく言語・文章および文字の複雑にして不規則なところは、おそらく他にその比類を見ないであろう。イタリーの正字法は表音的で學び易いために、就學後約六ヶ月にして日刊新聞を音讀することが出来るようになる。ドクトル・グラット・ストーンの論じて居るところによると、イタリーの小學兒童が九百四十五時間を以て學び得るだけのものを、イギリスの小學兒童が學ぶのに約三千二百時間を要するとゆうのであるが、かくのごとき大差を生ずる所以のものは、イギリスの正字法が歴史的であるために、きわめて複雑にして不規則であつて容易に學び難いからであるといつて居る。正字法が表音的であると歴史的であるとの關係だけでも、以上のごとき一大懸隔を生ずるものとすれば、わが國の小學兒童のイタリーの小學兒童に及ばざるところ、たゞに千里の差のみではなからう。いまや國家きわめて重大な秋であつて寸毫の差もゆるがせに出来ない状態にあるのである。軍事上においても以上のごとき千里の差を許すならば、國家としての存立を危殆ならしめるもので、いすくに國民の安寧幸福を求めることが出来るであろうか。しかるに言語・文章および文字において、かくのごとき一大懸隔を生じて居つては、到底文化の競争に堪え得ないのであるから、國民はこゝにふかく反省自覺

しなければならぬ。

三

以上は人文的國語問題に對して、國語政策上からその解決を急要とする所以を論じたのであるが、さらに政治的國語問題に對しては、國語政策上一層重大な意義を有するのである。すでに述べた通り、政治的國語問題は固有の言語を有する異民族が相集つて國家を構成するか、あるいはあらたに植民地を領有した場合に生じて來るものであるが、右のごとき場合にいかなる言語によつてこれを統治するかとゆうことが重大な問題になるのである。右のような場合には原則として同化政策が行なわれるので、ドイツのポーランドやエルサス・ロートリンゲンに對して取つた政策を見ても、その一端を察知することが出来るのである。ドイツ政府がポーランドを統治するに當り、つねに同化政策を取つて來たのであるが、しかるにこの政策の實行については、國語政策上から慎重に考慮しなければならぬ。異民族を同化するに當り、種々の方策の存することは言うまでもないが、そのいずれよりもつとも有効かつ有利であるのは、國語政策によるものである。ドイツ政府がポーランドを同化せんとして、種々の方策を講じて居る。たとえばこれらの間に多數のドイツ人を移住せしめ、多數のドイツ村を建設してドイツ文化を移植し、日夕かれらと交わつて、知らず／＼の間にポーランドを同化しようと努めた。しかしこの政策は失敗に歸したのである。そこで土地收用法・建築條例をはじめその他種々の特別法を發布して、ポーランド人をしてその故國を去るの止むなきに至らしめた。たとえば土地收用法によつてポーランド人の土地を取上げたり、ポーランド人は土地・家屋をいつでもドイツ人に賣渡すことが出来るが、ポーランド人に賣渡すことを禁止し、ドイツ人もまた土地・家屋をポーランド人に賣渡すことを

禁止して、自然ポーランド人をしてその土地や家屋を捨てさせるようにしたのである。また建築條例によりポーランド人は家屋を新築することも、建増することも出来ないようにした。これがためにポーランド人は實に悲惨な生活を営まなければならぬようになった。たとえばあるポーランド人が結婚當時さゝやかな家屋を建て、住んで居た。その中に息子が成人して結婚するようになったが、新夫婦の寢室がないので、情を具して寢室建増の願書を差出したところ不許可になつたので、新夫婦は止むを得ず庭上にテントを張つてそこに起居して居るとゆうことが新聞に見えて居たが、かような實例は日々各地方に起つて居たのである。かようにしてポーランド人を故國から立ち去ることを餘儀なくせしめたのであるが、これはつまりポーランドがかたく團結して動かないようでは、かれらを押えつけることが容易でないから、その團結を解消して民族的勢力を滅殺しようとしたのである。民族的勢力を滅殺する目的に對しては手段を選ばなかつた。その方策としてもつとも悪いやり方をしたこともある。それはドイツ國立銀行をポーランドに設置し、預金利子を高くして、できるだけポーランド人の預金を多く吸収した。すでに數億に達したとき、時分はよしと見て、その銀行に被産を命じ、ポーランド人の預金をまき上げてしまつた。かくのごときはまつたく強盜にも類する所作であるが、目的のためには手段を選ばざる態度において、ポーランドの民族的勢力を滅殺しようとしたのである。しかるにその滅殺の手段が悪いため、かえつてポーランド人の反抗心を激發し、いよ／＼かれらをかたく團結せしめるようになったので、この政策はまず失敗に歸したといつてよい。ドイツ政府もふかくこれに鑑み、その後は以上のごとき悪い政策は漸次差控えるようになった。

四

しからばかれらを同化せしめる手段は他にないかとゆうと、それはふういにある。すなわち國語政策によつてかれらを同化するのもつとも安全で、しかも有利であることが一般に認められて來たので、ドイツ政府は第十九世紀から第二十世紀にかけて、もつぱらこの方策によつて、同化することに努力したのである。まずその手段としてドイツ憲法にドイツ語を以て國家語とすることを規定し、ポーランドにしても、エルサス・ロートリンゲンにしても、公的生活には一切ドイツ語を使用せしめ、他の言語を用いしめないように畫策したのである。であるから先に述べた通りポーランドの兒童が滿六歳に達すれば、公立小學校に入學すべく義務づけられる。これらの兒童はほとんど一語をもドイツ語を知らないのであるが、しかも入學するや第一時間日からドイツ語によつて教授せられる。教科書はすべてドイツ語である。一語もドイツ語を理解しない兒童を一室に集めて、一切ドイツ語によつて教育するのであるから、授業が圓滿に進行するはずがない。毎日五時間もまったく理解しない授業を受けるポーランド兒童の苦痛は想像にあまりあるのである。第一學年の兒童が一時限の間靜肅に授業を受けることが出來ないので常例であるのに、いわんやまったく不可解な授業を受けながら、靜肅にして居るべきはずがないから、自然ガヤ／＼騒ぐ。教師がこれを叱りつけても、言語不通であるから徹底しない。兒童から何事かを訴えても、教師はドイツ人であり、しかも一語をもポーランド語を知らぬことを宣誓して教壇に立つて居るのであるから、これを理解することが出來ないのである。教師も兒童もまったく意志の疎通を缺く事情の下に日々五時間の授業を進めていくことは非常な苦痛でまったく同情に堪えないのであるが、それにしても約四週間を経過すると、兒童がようやくドイツ語を理解するようになるこのことである。かくのごとき教法はいわゆる直接式 (direct method) と稱し、言語學や音聲學を基礎として組み立てられたもので

ある。一體われ／＼が母語を學ぶのは、両親や周囲の人々の言語を自然に聞きおぼえたので、別に説明を聞いて學んだものでもなく、また翻譯してもらつてその意味を知つたのではない。「ウマ／＼」とゆうのは食べるものであるとゆうことは、何人からか説明を聞いてその意味を知つたのではなく、自然に覺えたのである。つまり口から耳に直接に受取つたものであつて、その間に媒介たるものは何もないのである。かようにして直接學んだものが一番役に立つ。二三歳の児童の有する單語はわずか數十で、おそらく百に満たないであろうが、それをたくみに運用して、両親や周囲の人々と談話して居る。外國人の家庭に雇われて居る女中や乳母も、わずか数十の單語しか知らないのに、それをたくみに運用して用を辨じて居る。これはたといわずかな單語や形式であつても、直接に口から耳に受取つたものであるから、應用が自由にきくのである。文字を通し翻譯によつて學んだものは、單語や形式は相當に所有して居てもそれをたくみに應用して自由に話したり書いたりすることが出來ないのである。であるからこの方式によりてポーランドの児童を教育することがもつとも得策であると認められたのである。しかし一言半句の理解を得るまで四週間を要するものとして、その間の苦痛は實に容易なものではない。すこしでもポーランド語を知つて居れば、それに譯して説明を與えなくなるのが人情であるが、しかし一語でもポーランド語に翻譯してやると、直接式がくずれてしまふ。すなわち口から耳に直接受取つてこれを理解するとゆう氣分が消えてしまふ。ゆえにいかに苦痛であつても、よくこれに堪え忍んで、どこまでも直接に學ばせるようにする。そうすることはいかにも牛歩遅々の感があるが、しかしはじめから翻譯によつて學ばせるよりははるかに結果のよいことが證明されて居るのである。ポーランド民族はドイツ政府の同化政策に對してはあくまで反抗しようとして相團結して居るので、児童も就學するまでは家庭においてドイ

ツ語を學ぶことが絶對にない。街頭においてドイツ兒童と遊んで、ドイツ語を覚えて來るようなことがあると、家庭においてきびしく叱られる。就學してからも、兩親その他の指金で、なるべくドイツ語を覚えてまいとするし、一旦覚えてたものもなるべく忘れようとする。學校ではできるだけ確實にドイツ語を學ばせようとして努力し、種々の宿題も與へ豫習も課するが、兒童が家庭に歸つてからその命を果そうとすると、兩親からきびしく叱られる。そこで宿題も豫習もそのままにして翌日登校すると、教師からむちうたれる。ある人がポーランド兒童に同情して世界において一番不幸なものである。忠ならんと欲すれば孝ならず、孝ならんと欲すれば忠ならず、まつたく家庭と學校との間に板ばさみとなつて、進退これきわまつて居る。家庭に歸るとドイツ語を學ぶなどむちうたれ、學校に上るとドイツ語を學べとむちうたれる。まことに悲惨のきわみであると言つて居るが、まつたくその通りである。ポーランドの兒童が満十四才で義務教育を終了し、満二十才で兵役に就くが、小學校を終つてから兵役に就くまでの六年間に、できるだけドイツ語を忘れようとする。家庭では一言もドイツ語を用いることが許されない。同民族の間で、もしあやまつてなりともドイツ語を用いると、絶交される。であるからおそらくドイツ書を読むようなこともなからうから、そうした生活を六年も送れば、自然にドイツ語の陰が薄くなるのは當然である。しかるに直接式によつて八年間も嚴重に教養したものは容易に忘れるものではない。忘れようとして忘れることの出来ないものである。五六才にして外國に移住し、爾來數十年の外國生活を送つて本國に歸つて來たとき、五六才までに學んだものが立派に役立つのは、つまり直接式によつて學んだからである。もし文字を通し、あるいは翻譯によつて學んだならば、たゞに應用が自由にきかないばかりでなく、自然に忘れてしまう。われ／＼はこれまで文字を通し翻譯によつて外國語を學んだために、その應用が

まつたく利かないのみならず、外國語に遠ざかるに従て、いつしか忘れてしまつて役に立たなくなる。在學中は相當に自信を有する人でも、卒業後數年の間、その外國語から遠ざかると、まつたく役に立たなくなるのは、何人もよく經驗して居るところであらう。ゆゑにドイツ政府は非常な困難によく堪え忍んで、直接式により嚴重にボーランド兒童の教養に努力して居るのは、策のもつとも得たものであると思う。この方式で嚴重に教養すれば、たとい小學校卒業後しいてドイツ語を忘れようとしても、兵役に就て教育を受けるのにすこしも差支がない。しかし文字を通じ翻譯によつて學ばせたのでは、かような結果は絶對に得られないのである。

五

民族固有の精神や思想が祖先傳來の言語や文學の中に宿されて居ることは詳説するまでもない明な事實であるが、したがつて祖先傳來の言語や文學によつて教育してこそ、民族固有の性情すなわち國民性を養成することが出来るのである。民族固有の性情をかたく維持してこそ民族としての生命を見出すことが出来るのである。われ／＼は祖先傳來の言語や文學によつて教育せられてこそ、はじめて大和魂を包有する日本民族たることが出来るのである。これに反して、もしわれ／＼が英語や英文學によつて滿六才から教養を受けたとしたら、大和魂を喪失した日本人、さらに言いかえると、イギリス魂を包有する日本人になるであらう。大和魂を喪失してはもはや日本人であるかゆうことが出来ない。われ／＼は日本民族固有の國民性を具有してこそ、はじめて日本人たることが出来るのであるから、この點から見ると、國語教育の重大性がさぞろに窺い知られる。また民族を團結するもつとも強固なるバンドはなにかとゆうと、宗教もあろうし、風俗習慣もあろうが、しかし言語にまさるものはない。もし民族として固有の言語を有せ

ざるものは、もはや民族としての獨立性を失つたものである。ユダヤ人のごとく、宗教はあるが、かれらを結びつける民族語を有せざるため、民族としての團結が出来なくなり、まつたく離散してきわめて不幸な生活を送らなければならぬ状態になつて居る。最近ドイツにおけるユダヤ人がヒットラーのために一大壓迫を蒙り、ドイツ國內から追われて居るが、しかしこれはまつたく民族としての團結が出来ないためである。

ドイツ政府のポーランドに對して取つた國語政策は、かれらを同化する方法としてはもつとも上乘なもので、しかももつともよく成功したものといつてよいであらう。とゆうのは、ポーランド民族は以上に述べたような種々の特別法によつて苦しめられたのに拘らず、よくこれに堪え忍んで來たのであるが、ついに堪えることが出来なくなり、最後の一人までもとゆう覺悟で反抗するに至つたのである。ドイツ側から見ると、國語政策が成功して居るだけ、ポーランドに取つては苦痛であるのである。たゞ國語政策によつて新附の民を同化することは急速にその目的を達するところが出来ない。假すに歲月を以てしなければならん。急激にその目的を達しようとする、いたずらに反感を高めて、かえつて不利を招く恐があるから、百年二百年を期して、おもむろにその目的を達するように心掛けなければならん。以上はドイツ政府のポーランドに對する國語政策について述べたのであるが、新附の民を同化せんとする場合に、かならず國語政策に重きを置くべきで、それが一番穩健で、しかも有利な方法である。わが國の臺灣や朝鮮に對する政策も、大體その原則に據つて居るのである。國語政策によつて同化すれば、かれらの思想を自然の間に同化して行くのであるから、五十年百年の後には、かならず悦服して反抗しないようになり、心からたがいに融和して國家の忠誠の民たる事が出来るのである。

六

つぎに民族的勢力を發展せしめるためにもまた、國語政策が重大な意義を有することがあまねく知られて居る。民族的勢力を發展せしめるために、もつとも有利な方策は他の民族に自己の言語と文化を植えつけることである。今日世界において英語を使用し、また理解するものが約一億五千萬に上るといわれ、英語の行われるところ、いずれにかならず天日が照して居ると、イギリス民族が豪語して居るのも決して過言でない。イギリスの言語や文化があまねく世界に分布して居ることがイギリス民族の勢力を今日のごとく強大ならしめた所以である。ドイツ本國の人口が約六千五百萬で、ドイツ語を使用するものが約九千萬、フランス本國の人口が約三千九百萬で、フランス語を使用するものが約五千萬といわれて居る。本國の人口に比してその國語を使用するもの數が多ければ多いほど、その民族的勢力の強大であることを表示するものである。ゆゑに第十九世紀から第二十世紀にかけて、民族運動がさかんに起つて來たが、その運動の中心はいつも國語であつて、ドイツ民族は幾分でも他の民族の上にドイツ語を移植しようとするし、スラヴ民族もまた同様な方策を取つて居るから、その結果世界各方面に政治的意義の強烈な國語問題が起つて來たのである。かような問題がさかんに起つて來れば來るほど、これに對する國語政策が重大性を帯びて來るのである。この問題にあまり關心を有たなかつたわが日本民族も臺灣や朝鮮を領有し、關東州や滿洲と密接な關係を有するようになった今日では、もはや國語政策に對して従前のごとく無關心であることが出來ないであらうから、特にこれに對して確固たる方策を樹立すべく考慮しなければならぬと考ふる。

第三章 國語政策の本質とその重大性

國家と國語とはきわめて密接な關係を有することは、國語と民族との關係から見ても知られるのであるが、しばらくわゆる國語政策なるものが今後ますます重大な意義を有して來ることは明な事實である。すでに歐米においては、この政策に對してそれ／＼慎重な研究を進め、これを基礎として重大な國策を確立して居るのである。しかるにわが國ではこれまで國語政策に對して別に攻究するところがなかつた。植民地を領有した結果、國語政策が今後いかに重大な意義を有するようになるかもあまりふかく注意して居ない。これは國家將來のため輕視すべからざる重大な問題であるので、今後われ／＼はおういにこれを攻究しなければならぬが、さてその國語政策も實は三つに分れる。すなわちその一は國內に對するもの、その二は植民地に對するもの、その三は外國に對するものである。國語と民族とはもつとも密接な關係を有するもので、國語によつて民族がたく圍結していくのである。ゆゑにもし國內に種々の異民族が割據しておの／＼固有の國語を有する場合には、その國家の統一が到底期待せられないであらう。それはオーストロ・ハンガリーやロシアにおいてその實例を見ることが出来る。民族が同一であつても、その用語を異にする場合もあつて、スウイスのごときその一例であるが、かくのごとき場合にはオーストロ・ハンガリーにおけるがごとく、各種の異民族が割據して、それ／＼固有の言語を使用するのに比してはるかにその統一が保たれ易いが、それにして政治的な國語問題を引起す恐があるだけ、同一の民族が同一の言語を使用する場合よりは、はるかに不利であ

ることが明である。スウイスは二十二州の聯邦から成立つて居るが、その中の十七州にドイツ語、四州にフランス語一州にイタリー語が行われて居り、しかも、憲法によつて國民はそのいずれの國語を使用するも自由であるところから、とかく國內の統一が妨げられ易い傾がある。すなわちドイツ語地方の住民は、ドイツ本國の文化にあこがれ、その思想に支配されやすい。フランス語地方の住民もまた、同一の傾向を有するので、やゝもすれば意志の疎隔を來し融和を缺く恐があるのは蔽うべからざる事實である。ゆゑに民族の統一上から見ると、言語が統一を失つて分裂していくことはなにより危殆である。國內が幾多の方言地域に分れて居るような場合にも、それがため國民思想の統一に非常な障害を來すのである。わが封建時代において、大小名が諸方に割據して、行政地域が限定せられたために、地方語がいちじるしく發達した。その結果種々の小郷土が多數に發達して、地方的色彩が濃厚になり、自然國民の統一が妨げられたのである。舊薩藩は明治維新までは嚴重に鎖國主義を取つて居たので、薩人は薩語によつて初めて薩人であるという状態であつた。もしこの状態がさらに一層進展すると、本國と相分離するようになる恐がある。一千八百七十一年春ドイツ帝國が建設せられたが、しかし三市二十二州から成立つ聯邦であつて、州民がとかく融和を缺き建國の基礎を危からしむる恐があつた。そこで帝國の基礎を固定するには、國民の思想を統一しなければならぬ。しかし國民の思想を統一するには、まず國語の統一を圖ることが先決の問題であることを覺つて、國語の統一に着手したのである。ドイツは各州にそれ／＼方言が存在して居るが、しかしこれを大別すると高部ドイツ語(High German)中部ドイツ語(Middle German)および低部ドイツ語(Low German)の三に大別することが出来るが、その中高部ドイツ語を以て標準とし、これによつてドイツ國內の方言を統一しようとゆう方針を立て、まず小學校をして第三學

年までに方言俗語をため直し、第四學年から全國一齊に標準語によつて國民教育を進めることとしたのである。ドイツ帝國はプロイセンが中心となり、プロイセン王のウイヘルム第一世がドイツ帝國の冠を戴いたのであるが、しかしこれに對しては、ザクセン州やバイエルン州等がひそかに不快の念を抱き、やゝもすれば離反せんとする傾があつた。バイエルン州のごとき、世界大戰まではドイツ皇帝の天長節に祝賀を表しない。州内の學校も官廳も休まないし國旗も出さない。州内には特別の郵券を發行し、ドイツ帝國の郵券を使用せしめない。ドイツの他州から帝國の郵券を張つてバイエルン州に差出した郵便物は無事に配達されるが、バイエルン州内でドイツ帝國の郵券を張つて差出した郵便物はすべて無効である。すなわち不足税を徴收されるのであつた。同じくドイツ帝國内においてすら、かくのごとき不統一がながく存在したのであるから、帝國建設の當時においては、國內の統一を圖ることがさぶる急務であり、しかも困難な事業であつたに相違ない。皇帝ウイヘルム第一世、これを輔佐したビスマルクやモルトケの卓絶した見識により、帝國の基礎を固定するため、まず國語の統一に着手したことはまことに敬服に堪えない。この政策がその後着々効を奏して第十九世紀の末葉から第二十世紀にかけて、ドイツ帝國が完全に統一せられ、その基礎が磐石のごとく強固になつたのである。

二

國語政策上から見ると、國語の分裂をはなはだしく恐れるので、いかにしてもその統一を維持しようと努力するのである。この思想のさらに發達したのが世界語を創造して世界の言語を統一すれば、はじめて世界に永遠の平和を招來することが出来るであろうとゆう主張である。エスペランテストの主張して居るような、エスペラント (Esperanto)

によつて世界を統一することは、到底出来得べきことではない。世界の民族が人種的觀念を脱却して純然たる世界同胞主義を認容すれば格別であるが、人種平等とゆうことすら容易に實現することが出来ない今日であるから、エスペラントによつて世界を統一するがごときはまず不可能と見て差支ない。ことにドイツの言語學の泰斗たるブルークマン (Brugmann) やレスキーン (Leskien) の論じて居るように、本國を有して居ない言語は決して健全に發達するものぢなふとは眞理である。近來エスペラントは世界語 (Universal language) と呼ばずに、國際補助語 (International auxiliary language) といつて居るが、それならばある程度までは發達し得るであらうが、しかしこれによつて世界を統一しようとするのは、一場の夢に過ぎない。現に世界語と稱するものが、今日まで種々あらわれて居るが、エスペラントの外あまり發達したものがない。これまで世界語として發表された重要なものを擧げて見ると、

Largue naturelle	—	Mahant	1887
Spokil	—	Nicolas	1900
Zalensprache	—	Hilbe	1901
Völkerwekelsprache	—	Diethich	1902
Perio	—	Talunberg	1904
*	*	*	*
Volapük	—	Schleyer	1880
Balaia Zimondal	—	Merjegi	1884

mal Bino	—	Verheegen 1836
Langue Universelle	—	Miège 1886
Bogal	—	S. de Max 1887
Spein	—	Bauer 1888
Bil	—	Fleweyer 1893
Belta	—	Furnay 1893
Odu	—	Guaridola 1893
Weltmal	—	W. V. Arnica 1895
Dilpok	—	Maehnd 1898
Langue Biore	—	Bleek 1899
Tal	—	Fossrich 1903
Esquisse d'une grammaire	—	Hely 1905
Pankel	—	Wald 1906
* * * * *		
Welstprache	—	Volk et Fuchs 1883
Langue internationale néo-latine	—	Comtore 1885

- Passihögarna — Steiner 1885
 Esperanto — Zamenhof 1887
 Lingua franca nuova — Bernhart 1898
 Lingua — Heurlersen 1888
 Anglo-franca — Holm 1889
 Myrska — Steiner 1889
 Communia — Steiner 1894
 Nov Latin — Rosa 1890
 Mandolinere — J. Lati 1890
 Anti volapük — Mill 1893
 Unwersala — Heintzler 1895
 Nuova romana — Puchner 1897
 Lingua franca — Kinkelner 1900
 Zetonska — Mole 1902
 Universala — Malmgren 1903
 Latino Sine Flexione — Teario 1903

Mundelingua

— Hummler 1904

Lingua International

— Zakrzewski 1905

Parla

— Spitzer 1907

Novlatin

— Beermann 1907

Ido

— de Beaufront et Contant 1907

等である。その後 에스パーセン (Jespersen) が イードー をさらに改善して ノウィアール (Novial) を創作して居る。しかし右の中もつとも勢力の強大なものは、なんといつても 에스ペラントで、これまで發表された人造語 (artificial language) 中これほどの勢力を持つたものはない。エスペラントをさらに改善したのが イードー で、イードー にさらに改善を加えたのが ノウィアール であるが、しかし 에스ペラントの勢力が全世界に普及し、現に國際補助語としてさかんに利用されて居るのである。さきに述べた通り、エスペラントは國際補助語として生命を有するので、世界語として世界の言語を統一するような力はない。しからば各民族の言語はあくまでその固有の領土を保持し、あるいはさらに一步を進めて他の領域を犯そうとするので、その結果激甚なる鬭争をかもすようになるわけであるが、おそらくこの鬭争は永遠に解消することはなからう。オーストロロハリハンガリーにおけるがごとく、たとい憲法によつて各民族の権利均等を保障したところで、決して民族が満足しない、やはりあくまで自己の勢力範囲を擴張しようと努めるに相違ない。さすればこれに對して確固たる國語政策を樹立する必要のあることは言を待たない。

國語政策には以上に述べた三種があつて、その種類によつてそれ／＼振合が違ふ。第一國內に對する國語政策としては、國語を整理統一することがその重要な目的になるのである。國內が幾多の方言地域に分れて居ることは、國語の統一を失う所以であるから、國家の立場から見れば、その不利すこぶる大なるものである。ゆゑに國內が幾多の方言地域に分れて居る場合、たとえばドイツにおけるがごとく、高部ドイツ語・中部ドイツ語・低部ドイツ語のごとく分れて居るとき、あるいはわが國におけるがごとく、關東方言と關西方言に分れて居るとき、なるべくすみやかにこれを統一しなければ、國運の隆昌文化の發達および教育の進展を期することが出来ないのである。ことに國語の健全なる發達を促すことが困難であるから、これを尊重愛護する上から見ても、すみやかにその統一を圖ることがもつとも急務である。ドイツ語は高部・中部・低部の三大地域に分れて居るが、第十六世紀のはじめマルチン・ルーサー(Martin Luther)が高部ドイツ語によつて新敎の聖典を書きあらわし、それが漸次勢力を得るとともに、ゲーテ・シルレル・レッシング等の大文豪がこの高部ドイツ語を基礎として國民文學を發達させたので、それがついにドイツの標準語になつたのである。爾來ドイツでは高部ドイツ語が年とともに勢力を得て、ドイツ語を統一せんとする勢を示すようになつて來たころ、ドイツ帝國が建設せられたので、國民思想の統一上急速に國語統一の方策を確立したのである。

つきに標準語(Standard Language)をつねに純粹な状態に保持することが、國語の統一上もつとも緊要な條件であるが、しからばいかなる方法によつてこれを純粹な状態に保持すべきかが問題になるが、それについてドイツの取つて居る方法を見るに、高部ドイツ語のもつとも純粹なものは、ハノーヴァー(Hanover)の言語であると認められて居るので、それに大體の標準を置くとともに劇場語(Stage Language)を以てもつとも純粹なものとして居る。つま

り劇場語を以て度量衡の原器のごときものと見なして居るのである。ゆえにドイツにおいてもつとも純粹な標準語を使用するものは俳優と歌妓とであり、その次ぎが學校教員である。俳優學校は三ヶ年の修業年限になつて居るが、その中の大部分は言語と發音の練習に費して居る。師範學校においても發音の練習にもつとも重きを置いて居るが、それは他日教壇に立つた場合、地方的色彩を絶対にあらわすことのないように教養するためである。さきに述べた國語統一の國語政策を貫徹するために、小學第三學年までに兒童の方言的色彩を完全に除き去らなければならぬ。この重大な責任を完全に果すには教員が標準語の模範を示すべきであつて、もし教壇に立つて方言俗語を平然として使用して居るようでは、國語政策の大任を果すことが出来ないからである。その結果ドイツにおいては、この國語政策がほぼ完全に貫徹せられ、いやしくも義務教育を終了したものならば、絶対に方言俗語を使用するものがないといつてよい状態にまで進んで來たのである。

四

以上のごとくドイツにおいては確固たる國語政策を樹立して國語の統一に努力した結果、年を追うて國民が一致團結し、ドイツ精神 (Germania) の下にその國民たる義務を完全に果すようになった。すなわち昔日のごとき州民たる觀念を捨て、ドイツ帝國のために忠誠を盡そうとゆう熱烈なる精神を持つようになつて來た。その結果世界大戰においてよくあれだけの働きをなすことが出來たのであつて、これはつまり帝國建設以來銳意國語を統一して國民思想の啓培に努力した結果に外ならないのである。

ロシアにはこれまで國民思想の統一を目的とした國語政策はまつたく確立されて居なかつた。ゆえに國民はロシア

精神の下にかたく一致團結することが出来なかつたから、大戦の結果土崩瓦解するに至つたのである。この點から見ても國內における國語政策がいかに重大な意義を有するかを知ることが出来るのである。

つぎにフランスについて見ると、やはり國內に幾多の方言が存在して居るが、しかし幸にしてドイツの三大方言のごとき大きな方言地域が存在しない。けれどもフランス國民が國語の統一を保つことに苦心して居るのはドイツ國民に優るとも劣るところがないといつてよからう。一體フランス國民はかれらの國語に對して非常な誇りを有して居る。

とゆうのは人文時代にはヨーロッパ諸國の上流社會は家庭においてすらフランス語を常用して居たし、ドイツのフレデリック大王のごときフランスの文化に心酔し、ウエルテアを招いでフランスの文學や文化をふかく研究し、ポツダムにはサンシーとゆうフランス式の宮殿を建築してそこに起居せられ、いまなお崩御の間をそのまま保存して居るが、その案内の本箱にはフランスのものばかりで、ドイツの書籍は一冊も見當らない。かくして大王はフランスの文化にふかい／＼あこがれを有たれたのである。であるから現在のドイツ語にはフランス語が豊富に輸入されて居ることは、わが國語における漢語によく似て居る。かくのごとくフランス語がヨーロッパにおいて尊重されたことはフランス國民から見れば、非常な誇りを感ずるのは當然である。これに加うるにフランス語は外交界における通用語になつて居るから、いよ／＼以てフランス國民がかれらの國語を尊重愛護しようとして居るのであるが、かくのごとき立派な國語を祖先から傳えられたわれ／＼フランス國民は非常な幸福であらねばならぬ。しかしながら、それだけこれを純粹正雅な状態において後世に傳へるべき義務を有するのである。いやしくもフランス國民にして國語の發音を亂り、文法をあやまるものがあるならば、それは許すべからざる罪惡を犯すものといわねばならぬとゆう者を一般に有

して居る。ゆえにフランス國民のごとく國語を尊重愛護するものはおそらく他に類を見ないであろう。パリの市中を見ても、フランス語以外の國語によつて看板を掲げて居るものはほとんど見當らない。もしありとすればそれは外國人である。ドイツ人はフランスを敵國と考へて居るに拘らず、さかんにフランス語を取入れ、ドイツ語よりもはるかに尊重して居ることは、日本人の漢語に對するのとよく似て居る。家號にフランス語を用いて居るのは大抵第一流のもので、ドイツ語を用いてゐるのは第三流以下である。(Café……, Restaurant……とフランス語で家號を掲げて居るのは、第一流か第二流どころであつて、獻立表にもフランス語を用いて居る。これに反してドイツ語の Kafé……, Restaurant……と家號を掲げてゐるのは、おうくは勞働者の出入するところである。ドイツ人は外國語を知つて居ることを誇として、外國人に對しては、フランス語か英語で話そうとする傾があるが、フランス人は英語やドイツ語をよく知つて居りながら、あくまでフランス語で話しかけようとするのを見ても、かれらがいかにかフランス語を尊重愛護することにふかく留意して居るかがわかるのである。フランスでは、パリを中心としたセイヌ縣に行われる言語を以て標準とし、發音・單語および文法をもつと純粹にして正雅な状態に維持しようと努めて居る。小學校における國語教授の状況を見るに、英獨等におけるものと幾分その趣を異にして居るのを認める。たとえば小學校の教科書を見るに、普通の國語讀本以外に文法・正字法および單語とに對する特別の教科書が附隨して居る。もし特別の教科書がない場合には、國語讀本の毎課に文法や正字法の練習教材を添えて居る。かくのごとく特殊な方法によつて國語を教授して居るのは、つまりフランス語をできるだけ純粹な状態に保持し、あるいは健全に發達せしめようとゆう意圖に外ならない。しかもこれは昔から今に至るまで、終始一貫してすこしも變らないのは、以上に述べたように國民

が國語に對して一大誇を有して居ることに原由するが、しかしこれに對する國語政策が確立して居る結果に外ならない。

フランスでは第十六世紀以來學士院(Académie)を創設して、國語を健全に發達せしめるべくつねに監視させて居る。この學士院で辭書も編纂して居るが、この辭書はフランス語の標準となつて居るので、正字法のごときも改版ごとに若干語を選定してこれを發音に近付けるように整理して居る。また科學その他の方面から新語のあらわれた場合にこれを以上の辭書に取入れるかどうかは學士院が文部省と協議の上決定するのである。たとえば飛行機 *ceplane* のごときその一例である。數年前に *le gentleman* とゆう語を辭書に取入れることを文部省から發表して居る。これまで英語の *Gentleman* をいゝ／＼に譯して見たが、適當な譯語が見當らないから、これをそのままフランス語として辭書に取入れる。その意味は門地にも財産にも關係なく、崇高なる德行を有する人格を表示するとゆうことを附記して居る。また文法についても、その必要に應じて修正を加えて居るが、それにもやはり學士院が文部省と協議して實行するのである。最近の修正は一千九百一年に行われて居る。正字法については、一千九百三年に修正を行つて居る。かくのごとくフランスでは學士院が主として國語擁護の任に當つて居るので、辭書にある新語を繰入れるとか、正字法を修正するとか、文法にある改善を加えるとかゆう場合には、學士院が主としてこれが審査に任じ、文部省と協定してこれを實行するのである。ゆえに國語政策上から見れば、學士院のごとき有力な機關を設置して國語擁護の任に當らしめることはもつとも得策である。

つぎに大英國はイングランド・ウェールズ・スコットランドおよびアイルランドから成立つて居るが、その中アイルラ

ン下にはケルト語が行われて居る。その住民もアングロサクソンとは言語も宗教も異るところから、とかく分離しようとして、政治上つねに重大な問題を生じて居る。ケルト語を話すものは、アイルランドの外ウールズとスコットランドに約十萬を算する。かくのごとき状態であるから、アングロサクソンとケルトとは昔からつねに融和を缺いて相争つて居る。もしこの間の融和を圖ろうとすれば、ケルトをしてアングロサクソンに同化させなければならぬが、大英國はこの同化政策に對してあまりふかく意を用いなかつた。むしろかれらに自主獨立を許すとゆうのが自由黨の主義であつて、自治案がしばしば議會に提出せられ、ついにその通過を見るに至つたのであるが、しかし今日ではケルトを同化することは至難の業である。要するに大英國内における民族の融和を圖るには言語の統一がなにより急務であるが、しかしこれに對して確固たる國語政策を樹立しなかつたことが、今日の難局を招いた所以である。

北米合衆國もこれまであまり國語政策に重きを置いて居なかつた。國家語としては英語を用いて居るのであるが、しかし約一千萬を算するドイツ系アメリカ人のごとくかれらの子弟をドイツ語によつて自由に教育して居るものもある。また國內には英語以外の新聞が四百餘種も發行されて居て、それら民族の勢力の扶植に力を注いで居る。ゆゑにアメリカ精神 (Americanism) 養成の立場から見るともつとも不利な状態にあるわけで、それは世界大戰において遺憾なく暴露したのである。であるから識者は戦前からすでに國語政策確立の必要を認め國語教育に一大改善を施して國民思想をアメリカ精神の下に統一しようと思圖し、それが年とともに實現されつゝあつたのであるが、世界大戰より獲た教訓に鑑みて、これに對する種々の政策を施すことになつた。それで大戰の後間もなく米國化法案を提出し國內の異民族を同化する方針を取ることになつたのである、この法案を見るに、まず各州に基金を設け、成年の無教

育者を根絶し、外國人を米國化せんことを目的として居ることが知られる。それについては州と協力して英語を使用し得ないものに英語を教え、市民に對しては政府および市の根本方針を周知せしめ、あるいは一身一家を經營する才能や市民たる資格等を授けるようにする。しかして米國化の教育事項・教員・管理者・監督等の養成は内務省の教育局がこれを管掌する。また國庫からは各州に左のごとき補助費を支出する。

一千九百十九年

一般事業費

一〇、〇〇〇、〇〇〇圓

教員・校長・管理者養成費

五〇〇、〇〇〇圓

その他の雜費

五〇〇、〇〇〇圓

一千九百二十年から同二十六年までに以上の三項に對し、それら二千五百萬圓・一千五百萬圓・二千萬圓を支出するはずであるが、以上の國庫補助金分配の標準は最近の國勢調査に準據して、全國とその州における無教育者總數ならびに英語使用不能者總數のおの／＼の比較率によつて按分する。またこの補助金は無教育者外人米國化の事業費に充當し、校舎の修築・設備・宗教學校・私立學校等に流用することが出来ない。各州は十六才以下の無教育者または英語の讀書や會話をなし得ない兒童には一ヶ年二百時間以上の教育を施し、小學校三ヶ年の英語科と同等の學力を修めしめる法令を施さなければならない。

以上の法案によつて北米合衆國はいよ／＼米國化法を實施することゝなつたのであるが、國語政策上から見ればこの法案の實施はもとより當然で、むしろその遅きに失して居るのである。米國化の目的は、

一〇の國旗 One flag

一一の國語 One language

一二の國民 One nation

一三の精神 One heart

の實現を期するにあるのである。この政策から見るとアメリカの太平洋沿岸における日本語の小學校が閉鎖を命ぜられようとしたことも別に怪しむに足らない。また米國化しない日本移民が排斥せられるに至つたこともあながち無理でないのである。今後はひとり排日ばかりでなく、米國化しない民族はすべて排斥するか、強制的に米國化せしめることになるであらう。ドイツ系アメリカ人の子弟はこれまで全然ドイツ語の諸學校で教育し、米國の公立小學校に送らなかつたが、しかし今後はすくなくとも小學第三學年の英語料の教育は受けなければならなくなつたのである。しかし一方の移住民から見れば、たといこゝに永住するとしても、國民性を喪失しまいと心掛けるのは當然である。その結果異民族の割據して居る國內において、民族間の鬭争がつねに絶えないので、これはひとりバルカンやオーストリアハンガリーにのみ止まるのではない。しかしそれにしても國內の統一を保つていくには、確固たる國語政策によつて國民の思想を統一し、つねに相融和するようにしなければならぬ。米國が遅ればせながら米國化案を制定したのはこゝにふかく鑑みた結果に外ならぬ。

五

以上に述べたところによつて、國語政策がいかに重要な意義を有するかを知り得るであらう。わが國は幸にして國

内に異民族を有して居ないが、しかしあらたに新領土も加わつて來たから、今後は國語政策を眞劍に攻究すべき必要を生じて來たのである。國內に對しては北米合衆國におけるがごとき政策を取るべき必要はない。その政策の目的たる One Flag, One Language, One Nation, One Heart はすでに完全に實現されて居る。けれども國內には無数の方言が分布して居るから、これをすみやかに統一しなければ、自然國民思想の健全なる發達を害し、あるいは融和を妨げるかも知れぬ。すくなくとも國民教育の進展に對して一大障害をなすことは争われぬ事實である。

もつとも方言を絶滅して國語の統一を圖るとゆうことは、日常の談話からこれを絶滅するの意であつて、國語學上からは貴重な研究資料として記録の上に大切に保存しなければならぬ。近來ヨーロッパにおいて方言の保存あるいは保護の必要が叫ばれて居るのは、一は國語學上の貴重な研究資料として、一は文學の發達した方言は文學として保存の價直があるからである。すなわちドイツの低部ドイツ語、フランスのプロバンス語、わが國における京阪語のごときその一例である。ベルギーのフラーマン語やボヘミアのチェク語が言語としての地位が高まつて來たのは、その上に立派な文學が發達して居るためである。つまり一地方の方言であつても、それに立派な文學が發達すれば、それは文學上から保存すべき價直が十分存在する。しかしその國の普通語 (Common Language) としてはかならずある一定の標準によつて統一すべきである。わが國においては、社會上から見て、あるいは教育上から見て、ある一定の標準の本に國語の統一を圖ることが刻下の最大急務である。しからばその標準たるものはいかなる言語かとゆうと、それは言うまでもなく東京語であらねばならぬ。わが國において現在言語としての感化力 (ruling power) のもつとも強大なものがある。その一は東京語で、その二は大阪語である。大阪語は商賣上においてその勢力が絶大なもので

ある。江戸文學の發達する以前においては、大阪語が實に國民文學の標準であつたが、今日では文學上の勢力は東京語に壓倒せられ、方言たる地位に低下してしまつた。これに反して東京語は中央政府の所在地で、しかも文化の中心たる首都の言語であるから、その感化力の強大なること、その右に出るものはまつたくない。すでに國民教育の標準になつて居るし、國民文學もこれを基礎として發達して居るので、その勢力ははるかに大阪語を凌いで居る。ことに公共生活における標準になつて居ることはその勢力の絶大なる所以である。一體中央政府の所在地か、あるいは文化の中心たる地方の言語がもつとも感化力の強大であるのは一般の原則である。フランスではパリを中心としたセイヌ縣地方における言語、イギリスではロンドン語がその國の標準になつて居る。北米合衆國ではニューヨーク・シカゴ・ボストン地方の言語が標準になつて居るが、ワシントンは中央政府の所在地ではあるが、文化の中心から遠ざかつて居るために、その地方語はまつたく無力である。ドイツではハノーヴァーの言語を以てもつとも純粹正雅なものとして認めて居るが、實際はこれを基礎としてさらに改善を加えて居る劇場語が標準になつて居る。もつともベルリンにおける中流社會の言語もその勢力がなか／＼強大である。ゆえにわが國においても東京語を標準とすることは、國語政策上もとり當然であるが、しかるに今日の東京語はわが國語の標準としていさゝか物足らなさが感じられることは發音・語詞および文法において、英佛獨におけるがごとき明確な標準の定つていないことである。國語教育上では、東京の中流社會に行われて居るもつとも純粹なものを標準とするとゆうことになつて居るが、それにしても發音・語詞および文法において幾多の疑問が存在する。まず發音について見ると、カとクゝの區別を保存するかどうか、もつともこの區別は國定教科書の上では嚴重に保存されて居るが、しかし實際の發音は地方の慣習に従つて差支ないこと

になつて居る。すなわち關東地方ではクッソノン・クッジ・クッシと書きあらわされて居ても、これをカンソノン・カジ・カシと發音して差支ないことになつて居る。それと同じ取扱になつて居るのは警察・兵隊・丁寧のごときエ列長音の語であるが、これは關西地方ではその語源通りケイサツ・ヘイタイ・テイネイと重母音に言いあらわして居るが、關東地方ではケーサツ・ヘータイ・テーネーと長音に發音する慣習であるから、その慣習に従て差支ないのである。ところが東京ではシュ・ジュをシ・ジと言ひあらわすのが慣例で、たとへば、

主人 シンジン 出發 シッパツ

酒饌 シセン 亭主 テイシ

千住 センジ 新宿 シンジク

のごとく發音して居るが、これを語源通り嚴重に言いあらわさせるか、あるいは現在の慣用に従て差支ないかが疑問である。ドイツの劇場語のごときは、その發音がほとんど數學的に定まつて居て、口の開き方・圓め方・舌の高め方などが機械的に説明し得るようになつて居る。ゆゑにそれを標準として發音の練習を嚴重に勵行することが出来るのであるが、これに反してわが東京語におけるものはその標準がすこぶるあいまいである。口の開き方にしても、ドイツのごとく何ミリとゆうように數學的に定まつて居ない。つまりよい加減なものである。その他語詞にしる文法にしる實際これによつて統一しようとする場合には、幾多の疑問が生ずる。すなわち語詞にしても、

かまど——へっつい きびしよ——きゆうす かぼちや——とうなす とうがらし——なんばん まげ——わけ
とゆうように、そのいづれを標準とすべきか不明なものも少くない。さらに文法について見ると、關東方言における

ものと關西方言におけるものと、その間に少なからぬ差が存在する。たとえば、

(一)打消の形式 について見ると、關東方言では、

雨ガ降ラナイ 雨ガ降ラナカツタ

と言ひあらわして居るが、關西方言では、

雨ガ降ラン 雨ガ降ラナンダ

といつてその間に明確な區別がある。國定教科書ではこれを取捨して、

雨ガ降ラナ 雨ガ降ラナカツタ

を用ひ、降ラナンダを方言として捨てた。

(二)命令の形式 としては關東方言では、

早ク起キロ 之ヲ見ロ 勉強シロ

とゆうように、四段活用以外のものにはすべて「ロ」を結びつけるが、關西方言では

早ク起キヨ 之ヲ見ヨ 勉強セヨ

のごとく「ヨ」を結びつける習慣である。國定教科書はこれを並用して居る。

(三)未來の形式 について見ると、關東方言では四段活用以外の動詞には、

見ヨウ 爲ヨウ 起キヨウ 受ケヨウ

のごとく「ヨウ」を結びつける。しかるに關西方言では、徳川時代まではすべての動詞の將然形に「ウ」を結びつけ、

「ヨウ」はまつたく用いなかつた。しかるに今日ではおい／＼、「ヨウ」を結びつけるようになって居るが、それでも「何うせう」「せうことなしに」のごとく左行變格活用 of 動詞には「ウ」を結びつけて居るが、これはむかしの名残である。國定教科書はすべて關東方言の用例に従つて居る。

(四) 指定や推量の助動詞 を見ると、關東方言では、

今日ハ天氣ダ 明日ハ雨ダラウ

といつて居るが、關西方言では、

今日ハ天氣ヂャ 明日ハ雨ヂャラウ

と「ヂャ」「ヂャラウ」を一般に用いて居る。國定教科書は關東方言の慣用に従つて居る。

(五) 八行四段活用の動詞に過去の助動詞テ・タの結びついた場合に、關東方言では、

洗ツテ 買ツテ 言ツテ 思ツテ

のごとくすべて促音に言いあらわして居るが、關西方言では、

洗ウテ 買ウテ 言ウテ 思ウテ

のごとくすべて長音に用い、決してこれを促めることがない。國定教科書はこれを並用して居る。

(六) 形容詞の副詞形 も關東と關西とですこしくその用法が異つて居る。すなわち關西方言では、

暑ウ・ナツテ來タ オ早ウ・オ歸リ

のごとく音便によつて長音に言いあらわすが、關東方言では、

暑クナツテ來タ オ早クオ歸リ遊バセ

と舊のまゝで用いて居る。もつとも東京語において、ゴザイマスに接続するときにはかならず音便によつて左のごとく長音に言いあらわす。

オ早ウゴザイマス。 オ暑ウゴザイマス。

寂シウゴザイマセウ。 美シウゴザイマシク。

(七) 動詞の活用 においても、地方によつて多少の相違がある。九州のある地方では、今日でも、學問ガヨク出來クル 試験ヲ受クルカ

のごとく上二段や下二段の活用が存在する。また飽・借・足のごとき動詞は關西方言では文語と同じく四段活用に用いて居るが、關東方言ではこれを上一段活用に活かして居る。上一段活用の動詞「射」下一段活用の動詞「蹴」を地方によつては四段活用に活かして居る。また「綻」「伸」のごとき上一段活用(文語では上二段)の動詞を地方によつては四段活用に活かして居る。國定教科書ではすべてこれを東京語の慣用に従つて居る。

(八) 漢語や國語の名詞を動詞に用いる場合について見ると、文語では例外なくすべてこれを左行變格活用に活かせるのが常例であるが、口語では、地方により人により語によつてその用法が區々である。たとえば、

勉強

セ ン シ スル スル スレ セ ヨ 關西
シ ナ イ シ スル スル スレ シ ヨ 關東

案

ゼ ン ジ ズル ズル ズレ ゼ ヨ 關西
ズル ズル ズレ

ジイ、ジ、ジル、ジル、ジレ、ジ、關東

とゆうように關東と關西によつて用法が異つて居る。また、

察 シオイシ スル スル スレ シロ
シオイシ シル シル シレ シロ

のごとく、おなじく關東地方においても、その用法が異つて居る。この語は關西では左行變格活用に活かすことはもちろんである。また「議」「譯」のごとき語になると、關東でも關西でも、

譯 サ シ ス ス セ セ

と四段活用に活かして居る。なお以上のごとき漢語や國語の名詞は人により語によつて活用が區々である。國定教科書は大體關東方言の用例に従つて居る。

以上に述べたごとく、發音・語詞および文法から見て、現在の東京語には幾多の疑點が存在するが、しかしある程度まで關西方言の要素を加味してその標準を確定することは國語政策上から見てもつとも得策であると信ずる。現在の東京語は江戸時代のものに關西方言を多少加味したものであるが、今後の標準語にはこれをいかなる程度までに加味するかが問題である。

これを要するに、東京語は他の方言に比較して感化力をもつとも強大なものであるから、すでに國語教育の標準にもなつて居るし、國民文學もこれを基礎として發達して居るのであるから、今後は發音・單語・文法等を整理統一して標準を確定すれば發音の練習言語の教養も容易になり、國語の統一も自然に實現せられるようになるであらう。ゆえ

に國語統一の先決問題としてもつとも重要なことはまず確固たる國語政策を樹立してその向うところを明にすることである。國語政策が樹立せられない上に、標準語が現在のような状態にあるようでは、國語の統一ははなはだ覺束ないし、教育の進展も意のごとくならないのである。標準語が明確に定まれば、文體のごときも自然に口語體に一定し、國語教育の進歩を促し、國民文學の發達を來すのは言を待たない。しかるに國語の統一のごとき重大な問題に對してわが國民は一般に冷淡であるが、ヨーロッパでは世界大戰の教訓に鑑み、國語の整理統一にふかく意を用いると同時に、銳意國語教育の改善に努力して居る。ドイツにおける國語純化運動のごときその一例である。ゆえにわが國においても、今後すみやかに確固たる國語政策を樹立して國語の整理を期し、國民思想の統一を圖ることが刻下の一大急務であると信ずる。

つぎに文體の統一を圖ることも必要であるが、これも今述べた通り、標準語が制定せられれば、その文體も自然に定まるわけである。しかし文體の統一については、語法の整理が必然的に伴つて來るのである。標準語は關東方言を基礎としてこれに關西方言の要素を幾分加味して制定されるわけであるが、文體はなおその上に文語文との關係も多少考慮する必要がある。すなわち話す言葉と書く言葉とは絶対に統一することが出來ないのであつて、ある程度までは多少の相違を認容しなければならぬ。しかしどこまでこれを認容するかが問題になるので、たとえは談話の場合に、酒ヲ飲み歌ヲ歌ウとゆう中止法は用いないで、かならず酒ヲ飲ンデ歌ヲ酒ウとか、酒モ飲メバ歌モ歌ウとか、酒モ飲ムシ歌モ歌ウとゆうように言いあらわすのであるが、しかし書く言葉としては以上のごとき中止法は當然用いられるべきものであろう。また談話の場合には「デアル」とゆう助動詞はまつたく用いられないが、しかし書く言葉には當

然用いられるものである。また「デアリマス」は東京語の談話體にはあまりあらわれないもので、普通には講演や演説のときに用いられるのであるが、書く言葉はすこし改まつた形式であるから、「今日ハ水曜デアリマス」とゆうような形式は無論用いられるのである。また、

御出席アランコトヲ希望シマス。止ムヲ得ザル場合ニハ。勉強モセズニ遊ンデ居ル。

のごとく文語文の要素を加味することも當然認容せられるであろう。要するに今日では口語文がいちじるしく普及して來たが、しかし文體そのものの實質については、人の見るところかならずしも一致しないから、これを統一するところが今日の急務であると信ずる。

六

國語政策上から考察して國語を整理せんとする場合にはなお幾多の問題があらわれて來るが、しからばいかなる機關によつてこれを實行するかが問題である。フランスでは學士院アカデミーがもつばらその事業を進めて居るが、わが國においてもやはり右のような權威ある機關を必要とする。帝國學士院が存在して居るが、その組織や職能はフランスにおけるものとおういに異つて居るので、國語の統一や擁護に對しては、すこしも關與して居ない。現在臨時國語調査會が設置されて居るが、それは一時的のもので、しかも佛國學士院のごとき權威あるものではない。イギリスでもわが國と同じく、なんらか問題の生じた場合に調査會か委員會を設けて居る。すなわち綴字の改良については簡易綴字學會(The Simplified Spelling Society)が設置されて居る。先年文法上の術語を一定するために特別委員會を設けたこともある。米國には簡易綴字協會(The Simplified Spelling Board)が設置されて、もつばら綴字改良の原案を作成し

たことがある。またドイツでは國語の純化運動に對して一般ドイツ語協會 (Der Allgemeine Sprachverein) が設置せられ、第十九世紀の末葉から第二十世紀にかけておういに活躍した。またドイツ文字を廢して世界的なローマ字を採用しようとする運動が起つて居るが、この運動の中心となつて居るのは一般ドイツ文字協會 (Der Allgemeine Deutsche Schriftverein) である。

以上のごとく、各國ともそれ／＼種々の機關を設けて國語國字の整理統一に努力して居るが、言語は時と處によつてたえず變化發達しつゝあるものであるから、つねにその推移を監視して、時に必要な整理改善を加えていくにはやはりフランスの學士院のごとき權威ある機關の設置を必要とするのである。國語の整理統一は人文的のもつとも重大な國家的事業であるから、學士院のごとき權威ある機關がこれに當るのが當然である。

七

第二に植民地に對する國語政策について見ると、國語と民族とはもつとも密接な關係を有するのであるから、内地における場合よりもさらに一層重大な意義を有するのである。すなわち植民地の統治は穩健なる同化政策によるべきは言を待たないが、しかも同化の目的は國語教育によつて達せられることが多いのである。しかるにこれに對してふかく注意すべきことは、同化政策は新附の民を思想的に同化して、われに悦服せしめるのが主眼であつて、これらの國民性を根本的に絶滅せんとすることは不可能である。たとえば新附の民に固有な言語を滅してしまふことも出来ないし、またその使用を絶對に禁止することも出来ない。ロシアがポーランドを領有するや、たゞちにポーランド語の使用を法律によつて禁止した。しかし祖先傳來の言語を一朝にして禁止することは無謀の擧であり、たゞい法律によ

つて禁止してもその目的は決して達せられないものである。もちろん被征服者や被治者の言語は、征服者や治者の言語から一大壓迫を蒙るのが原則である。被征服者や被治者は自然征服者や治者の言語を迎合するものであるし、さきに述べた通り、獨領ポーランドにおけるがごとく政策的にも壓迫せられることは止むを得ない。第十一世紀においてイギリスがノルマン人の侵略を蒙つた結果、英語の中に多量のフランス語が流入した。アイヌ語が日本語から多大の壓迫を蒙つたことも事實である。しかしながらそれがために被征服者や被治者の言語が減るようなことは決してない。もしありとすれば、それは民族として滅亡に近ずいたときである。であるから植民地に對してはつねに同化を目的として進むべきであつて、かれらの言語や國民性を滅せうとするには無謀であるし、またあまりに過激な國語政策を取ることも避けなければならぬ。ドイツがポーランドに對して手を焼いたのも、あまり急速にその目的を達せんとして、急激な國語政策を實施したからである。わが國の臺灣や朝鮮に對する國語政策はもつとも穩健にして中正を得て居るものと考ふる。

八

要するに、植民地に對してはあくまで同化を骨子として進むべきであるが、この政策の中心たるものは言語でありまたこれに對する教育である。すなわち治者の言語や文學によつて被治者を同化する政策を取るべきである。しかるばいかなる方法によつてその政策を實行すべきかとゆうと、植民地における公用語・裁判語・教育語および軍隊語はすべて治者の言語を標準としなければならぬ。たとえ植民地における官廳やその他の公共生活における用語はすべて治者の言語によるべきで、こゝに治者と被治者の限界が存するのである。日露戦役や日獨戦役の際わが國に收容した

捕虜に對しては當然日本語を以て取扱うべきで、もしかれらが日本語を理解し得ない場合には通譯をかれらの費用によつて雇入れることを許可するとゆう態度を取るべきである。ヨーロッパ諸國はいずれも右の態度を以て捕虜を遇したのであるが、わが國では捕虜の言語によつてかれらを遇したことはまさに國辱といつて差支ないものである。捕虜は客分の取扱をなすべきものでなく、あくまで捕虜として遇すべきであるに拘らず、その方法をあやまつたことはまことに千載の遺恨事である。

以上に述べた通り、植民地における公用語はすべて治者の言語に據らしめるべきで、ドイツのポーランドやエルザス・ロートリンゲンに對し、ロシアのポーランドに對し、英國の印度や南阿聯邦に對して取つて居る政策はみなそれである。わが國もこれに鑑みて臺灣や朝鮮に對し同様な政策を取つて居る。外國においては、これに關する法律もすでに出来て居るが、それが成立つまでには種々の曲折起伏もあつたのであるが、わが國においては法律によつて定められたものがまだない。たゞ大正九年九月三十日發布の臺灣街庄制施行令第十五條に、

協議會ノ會議ハ國語ヲ以テ用語トス。タダシ議長ノ許可ヲ得タル場合ハ此限ニアラズ。議長必要ト認ムルトキハ書記ヲシテ通譯セシムルコトヲ得

とあるのは植民地における公用語を規則によつて定めた最初のもので、わが國では珍しいものである。朝鮮にしても臺灣にしても、いまだ地方議會が置かれて居ないが、將來縣會・郡會等が組織されて、その地方民が議員として選出せられるようになれば、會議の用語を一定する必要を生じて來るわけである。議場の用語は日本語を專用するか、場合によつて地方を用いることを許すべきかは國語政策上から特に慎重に考慮しなければならぬ重大な問題となるであ

ろう。しかし治者たる地位を確保するためには、あくまで日本語を本位として進まなければ、將來オーストロ・ハンガリーにおけるごとき政治的に重大な國語問題を引起して、統治上に一大暗影を投ずることになるであろうから、日本政府としてはこれが對策をあやまらぬようふかく留意しなければならぬ。すでにわが國が朝鮮や台灣に對して取つた國語政策も以上の原則によつて居るので、たとえば朝鮮について見ると、總督府から發する命令その他一切は日本語によつて居る。立法上および行政上の公文書もすべて日本語を用いて居る。人民より提出するものは、日本語を用いることを原則として居るが、しかしこれによらなければ受理しないと、處罰するとかゆうことはなにも規定して居ない。ドイツ政府のポーランドに對する政策を見ると、一切ドイツ語に據らしめ、もしこれに背く場合には處罰されることもあり、不利を招くこともある。すなわち市役所やその他に提出する公文書にポーランド語を用いると處罰される。郵便物の住所にポーランド語を用いると、一旦これを翻譯局に送り、ドイツ語に書き改めた後配達するはずであるが、しかしその配達には期限が定まつて居ないから、三年の後に配達しても、五年の後に配達しても自由である。しかしかくのごとき過酷な政策はかえつて反感をそゝり、統治がはなはだしく困難になる恐がある。ゆえに植民地に對しては、治者の言語を公用語とするのを原則として進み、寛嚴よろしきを失なわぬように留意することが緊要な條件である。しかしあまり寛大に失し、公用語として被治者の言語を自由に用いさせては、統治の精神を失うもので、ついには被治者たる地位に甘んじなくなる。そしてかならず被治者たるきずなを脱して獨立しようとし、あるいははげしく反抗するようになるのである。はじめドイツがポーランドを領有したとき、すこぶる寛大な政策に據つたのである。すなわち一千八百十五年五月プロイセン王は、ポーランドに對して、かれらの祖國語を尊重し、これに對

してなんらの壓迫をも加えないことを誓つた。しかるにその後年を経るに従て、ポーランドは被治者たる地位から離れて、州内におけるドイツ人をあべこべにポーランド化するようになった。ドイツ人が漸次ポーランド化して、かれらの子弟をポーランド語の小學校に送つてすこしも怪しまないようになった。ドイツ政府もついにこれを黙過するところが出来ないようになったので、從來採り來つた愛撫政策を捨て、武斷政策によるの止むなきに立ち至つたのである。かくのごときはドイツ政府が國語政策をあやまつた結果に外ならぬ。すなわちはじめあまり寛大に失したために治者と被治者との關係が轉倒するに至つたのであるが、植民地に對する統治上一切の政策は確固不拔なるものを樹立し、一旦これを樹立した以上容易に變改してはならぬものである。しかるにドイツ政府はあるいは愛撫、あるいは武斷とゆうように、その政策をしばしば變改したので、ついにはすこぶる難治なものにしてしまつたのである。またオーストロ・ハンガリーのごとき、憲法によつて異民族の權利均等を認めたので、各民族がおういに満足して然るべきはずであるが、かえつて紛亂をかもすに至つたのである。ある地方に異民族が割據するか、あるいは雜居するような場合に、かれらの國民性を擁護し、權利を平等にすれば、民族のためにはすこぶる幸福なはずであるが、しかし實際は決してそういかない。すなわち一行政機關の下にあつて、言語に統一のないことはいたすらに紛亂を招くもので、決してかれらの生活が幸福にならない。たとえばボヘミアにおいて、ドイツ村とチェク村とが相接して居る場合に、たがいに交渉を要することがしばしば起るはずであるが、その時に起るもつともむずかしい問題は公用語に關するものである。ドイツ村からはドイツ文により、チェク村からはチェク文によつて公文を發するとき、たがいによくこれを理解すれば問題はないが、かくのごとき場合にとかく民族主義を發揮し易いもので、いずれの村でもおのれの言語

を標準としようとするから、自然その間に争が起つて来るのである。もし甲が乙に屈服すれば、時とともに平等の権利も勢力も消滅する。すなわち被治者たるポーランド人がかえつて治者たるドイツ人を支配するようになる事態すら生じないとも限らないのである。オーストリアハンガリーには、以上に述べたような憲法が制定されて居るに拘らず、オーストリア政府はドイツ人、ハンガリー政府はハンガリー人が實權を握つて居るために、その治者たる地位になるドイツ人やハンガリー人は、つねに管内における異民族を同化しようとするし、もしこれを同化しなければ治者たる實權を握ることが出来ないのである。ゆえに治者としては管内をそのの國語によつて統一しようと努めるのはもとより當然である。現に二重國語國のベルギーや二重國語國のスイスは、國務の執行上種々の不便を感じて居る。政府に提出する文書にしても、ベルギーではフラーマン語を用いても、ワロン語を用いても自由であるから、整理上すこぶる不便である。朝鮮では當分日本文でも朝鮮文でも差支ないことになつて居るが、それでは事務の整理上すこぶる不便であるから、將來はやはり日本語によつて統一することが必要である。もしこれを統一することが出来なければ自然政治的に重大な國語問題を出し、ついには治者としての實權を漸次喪失するようになる恐がある。ゆえに治者と被治者との區別は公用語によつてかく維持することが必要である。

九

つぎに裁判語についても植民地ことに新附の民に對して、種々むすかしい問題が存するのである。すなわちこれに對する政策は人權の擁護と密接なる關係を有するからである。たとえばボヘミアにおいて、チェコ人がドイツ村で罪を犯した場合には、ドイツ語により、ドイツ人がチェコ村で罪を犯した場合にはチェコ語によつて審理されるのが普

通の原則であるが、もしこの場合、被告が審問の言語を理解しなければ、通譯を附することが許されるし、辯護士を依頼することも出来るが、その間に種々の問題を生ずることはさきに述べた通りである。また兩民族の雜居して居る町村の裁判所では、いずれの言語を以て審問するか、あるいはまつたく原被の自由に任せるべきか、それが問題になる。右の場合町村の人口から見ても多數者の言語によることが規定されて居るが、しかし少數者がこれに従わないから、その結果紛亂を來すことになるのである。台灣においては裁判官はすべて日本人であるから、土人を審問する場合に日本語を用いるが、しかしこれを解し得ないものには通譯を附する。朝鮮では朝鮮人の裁判官もあるから、審問には朝鮮語を用いることもあるが、しかしその場合には通譯を附することになつて居る。であるがとにかく台灣も朝鮮も大體日本語が裁判所の用語となつて居ると見てよいので、口供や判決文は日本語で作成するのが慣例になつて居る。しかし植民地における裁判令には、用語に關する規定はないが、將來おそらくその問題を生ずるに相違なからう。その場合には、原則として治者たるものゝ言語を標準とすべきことは言うまでもない。外國では裁判所内における用語のみならず、登記・訴訟・遺言狀・特許等に關する場合の取扱も、すべて法律によつて規定して居る。もしこの場合土人の自由に任せるとゆうことになる、台灣や朝鮮では、内地人よりも土人の數がはるかに多いのであるから、裁判所においても、登記所においても、書類は大體土語によつて整理されることになつて、治者としての實權が漸次弱まつていくのである。しからざれば二重國語地方となつて事務がすこぶる繁雜になる。ベルギーの裁判所では、原被がフラーマン語やワロン語のいずれを用いても差支がないし、スイスでは佛獨伊のいずれを用いても自由である。ベルギーもスイスもさいわい同一民族から成立つて居るから、その用語が異つても、それがために激烈な言語鬭争

を引起すことがないが、もし民族の異なる場合には、かならず種々の問題が生じて来るに相違ない。朝鮮で二重國語の状態を生じた場合には、朝鮮人の數がはるかに多いのであるから、ついには日本語が朝鮮語に壓迫せられ、事端を築くするに相違ない。ゆえにこの危険を避けるために、裁判語を日本語とし、原彼の都合によつて通譯を附すること、する方針を取るべきである。原則としては、どこまでも治者の言語を標準とすべきで、それに若干の除外例を許すことがもつとも穩健な方策であらう。獨領ポーランドやオーストロ・ハンガリーにおいて、言語鬭争のもつとも激烈であるのは、裁判語とか教育語とかゆう直接民族の利害に關するものである。ゆえに台湾や朝鮮においても裁判語は日本語とすることを嚴重に一定して置くべきである。これはドイツのポーランド政策において、もつともよくこれを證明し得るのである。すなわち以上に述べた通り、ポーランドをドイツに領有した當時は、ドイツ語もポーランド語もほとんど同等なもの様に取扱つた。たとえば裁判語にしても、人民の希望により、ドイツ語を用いてもポーランド語を用いても差支ないとゆうのであつたから、つまり二重國語の姿であつた。ところがその結果多數者であるポーランド人は自然増長して、ドイツの治下にあることを好まなくなつた。その結果しばしば反亂を起すようになったのでドイツ政府も従來のごとき寛大な愛撫政策を取ることが出来なくなつたので、自然武斷政策に轉換するようになったのである。裁判語についても、従來のごとき自由を許さぬようになり、これまで許可して居た通譯も廢止してしまつたので、ポーランド人は法廷において一切ドイツ語によつて縛られるようになった。書類もポーランド語で差支なかつたものが、一切ドイツ語によらなければならぬようになり、もしポーランド語を用いる場合には、手数料五割増とゆう規則も作られた。ある時代には一層嚴重になつて、ポーランド語を用いれば、罰金を課せられたこともあつた。

第十九世紀の中頃からは、ドイツのポーランド政策が極端な獨化政策を取るようになって、裁判所のごときも一切ドイツ語によつて審理し、その以外の言語は絶対に許さないことに改められたのである。ところがはじめ寛大な政策によつて、かれらの自由を許して置きながら、いまやその非を覺つて、急に嚴酷な獨化政策を施くことになつたのであるから、怨聲頓に高まり、極力反抗するようになって來たのは無理もないことである。かくのごときはまつたく國語政策がその宜しきを失した結果であつて、もし治者のドイツ語を標準として終始一貫すればかゝる始末にはならなかつたであらうが、國語政策がつねに動搖して、あるときは寛大に、あるときは嚴酷に、變轉きわまりなき状態であつたから、統治上に一大暗影を投ずるに至つたのである。わが植民地に對する國語政策のごときもふかくこゝに反省しなければ禍累をながく後世に遺すであらう。

十

つぎに植民地の國語政策としてもつとも重大な關係を有するものは教育語である。國語と國民性とはもつとも密接な關係を有するのであるから、新附の民がもし全然祖先傳來の言語を捨てよと要求されては、非常な苦痛であるに相違ない。ことにかれらの子弟を治者の言語によつて教育せられれば、自然にその國民性を喪失するようになるから、もし民族としてその國民性擁護の觀念がさういに發達して居れば、かれらの子弟を治者の言語によつて教育されることは、まさに一大苦痛であるに相違ない。獨領ポーランドでは、兒童が滿六才に達すると、すべて公立小學校に入學せしめ、一切ドイツ語によつて教育し、學校内では絶対にポーランド語は使用せしめない。しかるにポーランド人はこの政策に對しては猛烈に反抗したのであるが、その反抗の中心となつて居るのは婦人・宗教者および貴族等であつ

た。婦人の反獨熱はもつとも強烈であつて、家庭では一切ドイツ語を用いさせない。ポーランドの婦人は喜んでドイツ人と結婚するが、それは一人でもドイツ人をしてポーランドの同情者としようとゆうイデオロギーからである。ゆえにポーランドの男子はドイツ婦人とは容易に結婚しない。もし結婚すれば、ポーランドの國民性を喪失したものと見て同族から絶交される。ポーランド人は舊教徒であるのに、プロイセンは大部分新教徒であるから、この宗教關係だけでもすでにポーランドとプロイセンとはとかく融和を缺いて居たのである。ポーゼン州の住民を見ると、舊教徒が全人口の約六割八分を占めて居り、その中の九割がポーランド人である。舊教徒たるポーランド人は、新教徒たるプロイセン人の支配を受けることは、思想上からも感情上からも好まないのである。ゆえに舊教に屬する牧師がつねに中心となつて反獨運動を起して居る。ポーランドの兒童は一切ドイツ語によつて教育せられるのであるが、宗教教育だけは是非ポーランド語で受けたい。宗教歌だけはポーランド語で歌いたいと要求して居る。もちろんその背後には舊教の牧師が居るのであるが、この要求は容易に容れられなかつた。その結果一千九百一年ごろには、すでにポーゼン縣のある地方に、宗教教育に關する用語のことで、學童のストライキが起つて居る。これまで例外として許されたポーランド語の宗教教育も、ドイツ語によつて與えることに改められたので、學童はこぞつてこれに反抗し、宗教科におけるドイツ語の教科書を家庭に持ち返ることを拒み、家庭に持ち返つて居たものもこれを學校に返付した。また宗教教育を受ける場合に、ドイツ語で發せられた質問には應答することを拒むものすらあらわれた。そこで政府は視學を派してこれを調査し、もつとも頑固な兒童を嚴罰に處したところ、ポーランド人はおういに憤激して、學校當局に對して暴動を起した。その結果多數のポーランド人は治安を敗つた廉を以て所刑されたが、このストライキや暴

勅は無論舊教の牧師の策動にもとずくものである。

一千九百五年日露戦争の結果露領ポーランドにおいて一大反亂が起つた。學童のストライキもこれに伴つたので、露國政府は止むを得ずポーランド語の私立學校を設立することを許可して、ようやくこれを鎮撫した。ところがその影響を受けて、獨領ポーランドでも學童のストライキを起したが、しかしその目的は達せられなかつた。しかるにその翌六年六月に至り、ポーランドの有志は新聞において、あるいは集會において、現在の學校制度の欠點を擧げ、父兄をしてその子弟に宗教科に欠席せしめることを勧告した。ついでドイツ語を以てする宗教科の授業には、一切應答させないように父兄に忠告した。しかしこれもはじめはあまり反響がなかつたが、その翌七月西プロイセン州の一過激新聞が右の手書に關して、學校當局者ことに文部大臣に共同請願書を提出すべしといつて、その範例を紙上に掲げこれに多數の連署を募集し、かつその請願書の末に、

下名のもは一同その子弟にドイツ語によつて授けられる宗教科には一切應答せしめることを禁止する。

と記したので、ストライキや反抗が急速に擴がつた。ことに大僧正スタブルスキー (Stabinski) が油をかけたから堪らない。冬學期の開始當時からストライキの態度がすこぶる激烈になつて來た。すなわち學童は教師にあいさつするにもポーランド語を用い、出缺の點呼にも同様であつた。ことにドイツ語で與えられる宗教科には全然沈黙して一言も答えない。はなはだしきに至つては、授業中教場の一隅でポーランド語の國歌を低唱微吟するものもあらわれて來た。教師がこれを停止すると、他隅のものがはじめるとゆう有様で始末がつかなくなつた。勞働者の父兄は校舎を圍んで學童に聲援する、あるいは教師の住宅を包圍しておびやかす、あるいは暴行をする、とゆう有様で、政府もおうい

に困却した。一千九百六年から七年にかけての大ストライキに加わつた學童總數は約四萬に達した。このストライキを引起した動機は宗教教育であつたが、しかし政治的にも重大な意味があつたのである。ポーランドの兒童に對する教育語はこれまでたび／＼變改されて居るが、第十九世紀の末頃からだん／＼嚴重になつて、一切ドイツ語で教育されるようになった。しかるにポーランド人が最後まで戦わんと決心したのは、宗教科におけるポーランド語の擁護である。ポーランドの牧師はつねに婦人に對し、われ／＼の神はポーランド語で祈りをささげなければ受納されないと説いたので、婦人はこれを眞に受けてあくまで宗教科におけるポーランド語を擁護しようと努力したが、しかし漸次壓迫を受けて、ポーランド語が宗教科においても禁止せられるの悲運に際會した。かくてポーランド人は精神的にもつとも甚大の苦痛を感ずるのであるから、あくまでポーランド語によつて宗教科の授業を受けんことを哀訴歎願した。その理由は母語によるにあらざれば、宗教上の眞理を正確に了解することが出来まいし、また神の眞理に對する感情を味あうことが出来ない。われ／＼は母語によつてこそはじめて宗教を正確に理解してこれを尊重することが出来るのである。祖先傳來の宗教を正確に玩味し理解し得ないことは、われ／＼に取つてすこぶる危険なことであるゆゑのである。しかししてもしこの歎願が入れられない場合には、ストライキによつてその目的を達するより外に途がない。このストライキはまづたく神意に出たもので、すこしも罪惡でないという考であるし、また寺院もやはり同様な考でこれを援助したのである。この思想はポーランド全民族を支配したので、これに關する印刷物にも、「眞理の光においてポーランド兒童の同盟休校」(Der polnische Schulkinderstreik in Lichte der Wahrheit) とゆう命題を與えたほどである。

以上の同盟休校は決して單純な問題でなく、實はすこぶる重大な政治上の問題である。すなわちプロイセン政府とその國王に反抗せんとするものであるし、なお出來得べくんば、従前のポーランド領地をプロイセンから奪還せんとす。大野心の發動に外ならないのである。要するにかくのごとき大規模のストライキが起つて來たのは、ポーランドに對する國語政策が宜しきを得なかつたことがもつとも有力な原因であるが、しかしかりにその宜しきを得たとしても、人種的反感やその他種々の政治的事情がつきまとつて居るから、容易に反獨運動を緩和することが出來ないかも知れない。ことにさきに述べたように、ポーランドの牧師が熱心に反獨思想を鼓吹して居るから、これを緩和するところが容易でないのである。舊教の牧師はさかんに反獨思想を婦人に注入して居るので、たとえば、

なんじ等の子弟をして宗教の聲業にはたゞポーランド語によつてのみ應答せしめよ。もしドイツ語を用いれば、それは罪惡である。

と説き、またある牧師は洗禮式においていわく、

なんじはポーランド語で話さなければならぬ。神はポーランド語のみを了解し給ひ、決してドイツ語は了解し給わぬのである。

と述べて、反獨思想をそゝり立てゝ居る。それにポーランドの新聞はこぞつて反獨思想を鼓吹して居るので、反獨運動を緩和することが到底出來なかつたのである。しかしいすれにしても、ドイツのポーランドに對する國語政策がたしかにその宜しきを失したことが、その難治を來した有力な原因である。すなわちその政策は時にあまり自由であり時にあまり過酷であつて、その方針がしばしば動搖したので、その結果ポーランド人の反感をそゝつたのは明である。第十九世紀の末葉からドイツの學校政策はすこしく過酷に失したように見える。すなわちある時代にはポーランド語

の私立學校の設立が許されたが、一千八百七十三年の教育令は一切これを嚴禁した。のみならず單なる好意を以て家庭でポーランド語を教授することすら許されなかつた。すこしも月謝を取らず、たゞまつたくの好意を以てポーランド語を教えたために、罰金を取られた例はいくちもある。ある時ベルリンで、ポーランドの娘が慰半分に自宅で數名のポーランド兒童にポーランド語を教えたことが警察の耳に入り、秘密にポーランド語學校を經營したものと告發された例もある。かくのごとくドイツのポーランド政策があまり過酷に失したことが、以上のごときストライキを誘發するに至つたのである。

つぎに露領ポーランドを見るに、一千九百五年以來漸次自由を興えられて來た。すなわちその後ポーランド語の學校も設立を許可されるようになり、戦前には範をイギリスやスウイスに取つた立派なポーランド語學校もあらわれて居た。ワルシャワにはポーランド語のギムナジウムも設立された。かくして露領ポーランドは漸次自主獨立に向つて進みつゝあつたのである。

つぎにオーストリア領のポーランドはどうかとゆうと、これはさきに述べた通り、一千八百六十七年の憲法によつて自由にかれらの子弟を教育することも出来、首都クラカウにはポーランド語の大學も設立されて居たのであるから、露獨における同族に比してはるかに幸福であつたのである。

一體植民地に對する教育上の政策はすこぶる重大な意味を有するもので、その中でも國語教育に對しては慎重に考慮しなければならぬ。すなわち教育語は絶對に治者の言語によらしむべきか、あるいはある程度まで被治者の言語も許すべきか、あるいは地方語による私立學校は絶對に禁止すべきか、また被治者を教員に採用するが宜いかどうか等

が重大な問題になるのであるが、要はかれらをいかにすれば同化し得るか、あるいは悦服せしめ得るかに歸するのである。もし附屬の民をしてまつたく自由の境地に置き、かれらの子弟をかれらの民族語によつて自由に教育することを許すならば、かれはすこしも治者に同化しないのみならず、つねに獨立しよう、その支配から免れようとして反抗するのが常例である。ゆえに従來の歴史に徴すると、まつたく自由の境地に開放することはなほだ危險であるからどこまでもかれらを同化せしめるようにしなければならぬ。かれらを同化せしめるには、すでに述べた通り、國語教育によることも得策である。たゞ國語教育によつて同化し悦服せしめるまでには、相當の歲月を要するもので、決して急速にその目的を達することが出来ないし、また急速にその目的を達しようとして、ドイツのポーランド政策のごとく、嚴酷に失することはなるべく避けなければならぬ。ゆえに植民地における小學校は、大體治者の言語によることとして、被治者の言語や文字も必要に応じて多少教授していくがよい。かれらにあまゝ嚴酷な壓迫を加えるとかえつて反抗させる恐があるから、かれらの堪え得る範圍において、同化政策を實行すべきである。教師もドイツのポーランドに對するのごとく、被治者を絶対に排斥するに及ばない。被治者を教員に採用すると、兒童に反抗思想を注入する恐はあるが、しかしそれに對しては、職員なり學校長なり監督官盡なりが相當に監督すれば、以上の危險を十分に防止することが出来るのである。現に朝鮮においては朝鮮人を教員に採用して居るが、別にさしたる故障はない。朝鮮における學校制度を見るに、

普通學校

修業年限六ヶ年 土地の狀況により四年又は五年とするこゝとも可。

就學年齡 八才以上

高等普通學校

修業年限四年（修業年限二ヶ年以内の補習科を置くことが出来る。）

就學年齡十二才以上

官立高等普通學校

師範科と教員速成科を置き、普通學校教員を養成する。

師範科は修業年限一ヶ年、教員速成科は一ヶ年以内のこと、

女子高等普通學校

修業年限三年

年齢十二才以上にして普通學校第四年を修了したもの

官立女子高等普通學校には、師範科を置き、普通學校の教員を養成する

修業年限一ヶ年 高等普通學校の卒業生を入学せしめる。

實業學校

修業年限二年又は三年

年齢十二才以上にして普通學校第四學年を修了したもの。

専門學校

修業年限三年又は四年

年齢十六才以上で高等普通學校を卒業したもの。

つぎに各學校における國語の授業時數を見るに左の通り、

普通學校

第一—第四學年

一〇時間

第五第六學年

九

第一第二學年

六

第三第四學年

五

第五第六學年

四

國語

朝鮮語および漢文

高等普通學校

第一第二學年

七

第三第四學年

六

國語

第一學年から第四學年まで

三

朝鮮語および漢文

師範科

國語毎週 六時間

朝鮮語・漢文毎週 二時間

補習科

第一學年

六

國語

第二學年

八

國語

女子高等普通學校

第一學年	八	國語
第二學年	七	國語
第三學年	六	國語
第一學年	三	朝鮮語及漢文
第二學年	三	
第二學年	三	

國語每週 五時間

朝鮮語・漢文每週 二時間

專門學校

第一學年 第四學年

二

國語

以上はすこし舊いので、現在幾分變つて居るかも知れないが、それにしても、これによつてほど國語政策の大綱を知る事が出来ると思う。ドイツのポランド政策に比すればはるかに穩健なものであるから、この方針にして永續すれば、かならず好結果を收めるに相違ない。たゞこの政策についてふかく留意すべきことは、あるいは寛にあるいは嚴に、搖動つねにきわまりなきことは禁物であつて、一旦樹立した政策は決して容易に動してはならぬとゆうことである。もし變轉動搖きわまりないような政策を取れば、その結果は同化の目的を達することが出来なくして、かならず失敗に歸することを覺悟しなければならぬ。

十一

第三に外國に對する國語政策は第十九世紀以來もつとも重要な意義を有するものとして考えられて來たのである。第十九世紀になつてから、民族主義の運動がさかんになつて來て、ドイツ民族主義 (Pan-Germanism) やスラヴ民族主義 (Pan-Slavism) のとき大同團結 (Protaganda) が起つて來た。その他マジャール民族主義やイタリヤ民族主義も、それら活躍を開始して來た。これらの民族主義に原出する運動は、それら民族固有の勢力を擴張せんとする運動であるが、しかるにこの運動はいかなる手段によつてその目的が達せられるかとゆうと、それは原則として國語政策にもつとも重きを置かれて居るのである。第十九世紀になつてから、民族の鬭争が激甚を加えるに従て言語の鬭争が起つて來た。すでに述べた通り、歐米その他において、民族の鬭争と共に言語の鬭争が起つて來たのである。その結果國語政策の重視せられるに至つた所以のものは、ある民族が固有の文化と言語とを他の民族に移植し得た場合には、それだけ民族的勢力を擴張したことになる。ゆえに各民族ともその固有の文化と言語とを幾分なりとも他の民族の上に扶植することにふかく留意するようになった。フランスには Institut du France とゆう機關があつて、もつばらフランスの文化や言語や文學等を世界に紹介しようと努力して居る。その手段としては、著書や新聞雜誌等も利用されるが、その他外國にフランス語を中心とした學校を設立することも有利であると認められ、すでにわが國においても、曠星學校や聖心女學院をはじめ、そうした學校が存在して居る。右と同じ様な機關がドイツにも存在してやはりドイツの文化・言語・文學等の普及に腐心して居る。プロウイナをドイツの勢力範圍に入れるとまもなく、ドイツ語の大學を置き、さかんにドイツ文化を普及させた。ポヘミアにおいては、ドイツ人とチエク人がつねに

民族的鬭争を續け、ドイツ人が勢力を得ると、國內をドイツ化しようと努力する。チヱク人が勢力を得ると、ドイツの地盤を侵略しようとする。その首都ブラグについて見ると、第十九世紀の末葉には、ドイツ人が勢力を得たので町名にしても、停車場や郵便局の掲示にしても、すべてドイツ語が用いられて居たが、その後チヱクが勢力をもち返して來た結果、これをドイツ語とチヱク語で並記するようになった。しかるに第二十世紀になると、チヱク人がいよいよ勢力を得て來たので、一千九百十三年に自分がこの首都に遊んだ時は、一切チヱク語によつて書きあらわされて居た。汽車に乗るにしても電車に乗るにしても、その行先がチヱク語で書きあらわされて居るので、非常に困難を感じたことをいままに記憶して居る。なおブラグにはチヱク語の大學とドイツ語の大學が、モルグウ用をはさんで相對立して合同し得ないのは、たがいに民族的勢力を擴張しようとして相争つて居るためである。ドイツは第十九世紀の末葉以來できるだけの文化と言語を世界に普及させることを以て國是とし、着々成功して居るし、東洋方面にもドイツ文化と言語を普及せしめることにふかく留意して居たのである。

つぎにイタリアの民族主義 (Irredenta Italia) はイタリアの文化や言語を外國に普及せしめようとして居るものであつて、アドリア海および地中海の沿岸にこれを移植する方針を取り、最近年とともにいちじるしく成功するに至つたことはあまねく世の知るどころである。アドリア沿海州たとえばトリエスト・ヒューメ等はまったくイタリア化してイタリアの植民地たるがごとき状態を呈するに至つた。世界大戦前トリエストのごとき、町名にしても看板にしても、ほとんどすべてイタリア語を用いて居たのである。ウエニスから舟でトリエストに上陸したとき、依然としてイタリア國內に居るような氣分であつたことを記憶して居る。沿海州における言語としてはイタリア語がもつとも勢

力があつたので、海軍の水兵も命令語の外はすべて伊語を用いて居たのである。したがつてかれらもはなはだしく伊化して居たので、もしイタリアと兵火を開いた場合に、はたして祖國のため忠實に戦うかどうかが疑問であつて、すでに議會にもこれに關する質問があらわれたほどであつた。チロルやザルツブルクはオーストリアの支配下にあるに拘らず、住民は伊化してひそかにイタリアに心を寄せて居るとゆう有様であつた。なおチロルにはイタリア語の大學を設立せんとする運動がさかんに起つて居たが、しかし戦前には實現しなかつた。つまりオーストリア政府はもしこゝにイタリア語の大學を設置すれば、一層伊化するであらうことを恐れたのである。戦後におけるヒューメの國の起つたのは、單にダヌンチオ Danunzio の愛國の至誠にのみとすくものでなく、イタリア主義の結果として起つたのである。一千九百十一年のトリポリ問題に關する伊土戦争もやはりその結果に外ならない。

マジヤール主義はハンガリー國內における異民族の同化を意味するもので、その以外には手が延びなかつたが、しかし機會さえあれば、領土擴張の野心は滿々たるものであつた。國內における異民族の同化についてはあらゆる手段を盡して居たので、たとえば、國內におけるスラーウ民族居住地方の地名をマジヤール語に改め、スラーウ人にしてハンガリー政府に仕えんとするものは、まずその姓名をマジヤール語に改めなければならなかつた。また國內における異民族がもし生れたばかりの子どもを親知らずで政府に獻すれば、政府は喜んでこれを受取り、マジヤール語によつて教育して居たのである。かくして一人でもマジヤールの勢力を増そうとしたのである。これを見てもいかに民族的勢力を擴張することに腐心しつゝあつたかを知ることが出来よう。

イギリスは世界至るところに植民地を行し、英語を話すものが一億五千萬の多きによつて居るので、民族的勢力の

強大なことはおそらくその右に出ずるものはあるまい。したがつて獨佛伊等のごとく民族的勢力の擴張に特別な機關まで設けようとはしなかつたが、しかしあえて無關心でもなかつたことは南阿聯邦に對する英政府の政策がこれを證明してあまりあるものである。

十二

以上に述べた通り、各民族は固有の文化・言語および文學等を外國に移植普及せしめようとして、つねに腐心して居ることが、第十九世紀から第二十世紀にかけていよく顯著になつて來たが、もしこれが意のごとくなれば自然にその民族的勢力がおういに増進するわけである。この事實はすでに一般に認められたのであるから、各國とも戦後は一層ふかくこれに留意するであろうことは多言を要しない。しかるにわが國はこの意味における國語政策の重大性をふかく理解して居る人があまりないが、今後この政策に對して攻究しなければならぬ必要が遠からず來るに相違ないと信ずる。たとえば東洋の各民族にわが國の文化や言語を移植普及せしめることは、大和民族の勢力を發展せしめるのに、もつとも緊要な方法である。北京や漢口に日本語の大學を設立し、わが國の文化や言語を普及せしめれば、知らず／＼の間にかれらを同化せしめて、今日のような排日思想を絶滅せしめ、はじめて日支の親善融和を期することが出來よう。むかし支那の文化がわが國に流入したために、わが國民がいかに支那の文化に心酔し、その思想を崇拜したかはあらためて説くまでもない。日本の思想や文化を中華國民によく理解せしめない以上、排日の氣運は今後ますます増進するとも減ずることはおそらくないのである。ゆえに日本語の大學なり中等學校なりその他實業學校なり、日本の手でこれを経営して中華國民を教養すれば、自然にわが文化や思想を崇拜するようになることが、あだかも昔

日の日本國民の支那に對するがごときものがあると思ふ。

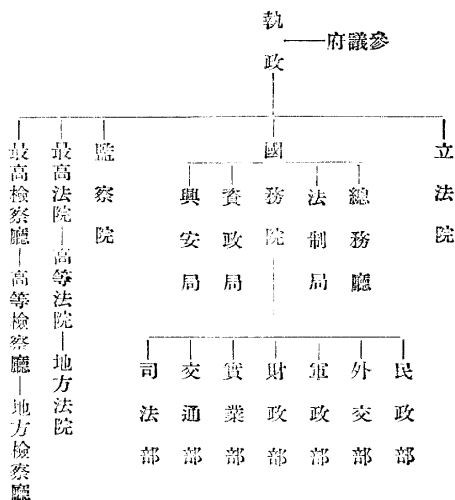
近來英佛獨伊等に日本語の學校が設けられて居るが、その勢力はきわめて微々たるものである。これは日本政府が
 いまだ國語政策の重大性をよく理解しないために、この政策を利用して民族の勢力を發展せしめることに毫も意を用
 いないからであるのと、もう一つはわが國における言語文章および文字がすこぶる複雑にして不規則なるがために、
 ことに文字の組織が複雑なるがために、これを學び切る勇氣がなく、おうくは中道にして廢學するからである。ベル
 リン大學の東洋語學校に日本語の講座が設けてあつて、年々入學するものが二三十名あるが、二ヶ年のコースをよく
 乗り切るものが二三名あるかなしかの姿である。とゆうのはスペイン語にしても、ギリシヤ語にしても、スエーデン
 語にしても、二ヶ年間修業すれば、それによつて立派に職業を求め得るのであるが、日本語では日刊新聞も讀めなけ
 れば手紙も自由には認められない。これによつて東洋貿易に志しても、日本語が一向役に立たないから、はやく見切
 りをつけて廢學するものが多いのである。この點から見れば、國語國字の整理の重要なことをいささらに感じられる
 のである。すくなくとも國字の組織がもうすこし簡單であれば、ひとりわれ／＼が多大の利益を被るのみならず、外
 國人にしてわが國語を學ばんとするものが、その恩澤に浴することが少くないのである。今後わが國語政策がますます
 重大性を加えるに従つて、國語國字の整理が一層急要なることを痛切に感ぜざるを得ない。

十三

なおおわりに一言したいのは滿蒙に對するわが國語政策についてである。滿蒙新國家のあらたに成立したのはひと
 り滿蒙三千萬の生民の一次幸福であるのみならず、東洋平和のためまことに慶賀に堪えざるところである。この新國

家が健全に生育して、一大樂土に化するまでには、今後幾多の重要な問題が解決せられなければならない。弊制の改革はその一、産業の開發がその二、治安の確立がその三、教育の普及がその四、善政の施行がその五、その他數え來れば十指を屈するに餘りあるのであるが、三千萬の生民中、現代の文化に浴せざるものが多いを占めて居るのであるから、かれらの知能を啓發し生活を向上せしめて、文明の民たらしめることが最大の急務であり、またかれらの福利を増進する所以である。滿蒙の住民には眼に一丁字なく、生活の程度もなおはなはだ低くして原始的生活を去ることあまり遠くないものが多數を占めて居ると聞いて居るが、しからはかれらの知能を啓發して文化を向上せしめることが、刻下の最大急務であらねばならぬ。しかしながら、漢字によつてかれらをあらたに教育することは非常に困難なことで、おそらくその目的を達することが不可能であろう。すでに支那においてすらも、漢字では到底教育を普及せしめることの困難であることを覺つて、表音的な新國字を創製して、これによつて教育の普及を圖ろうとして居るのであるから、滿蒙においては、一層漢字の煩累から離れてなんらかの方法により教育の普及を圖らなければならぬ。それには日本語をできるだけ急速に普及せしめ、假名を國字として知識の開發と文化の進展を期することがもつとも賢明な方法であると信じ、一日もはやくその實現を見るようふかく希望して止まない。

滿蒙新國家の開發上より見てもつとも重大な政策は、けだし教育の普及を以て第一とするのであろう。滿蒙新國家の國是は産業立國であらねばならぬのであろうが、これまで滿蒙における産業は各般にわたりきわめて幼稚である。富源は無限であるに拘らず、これを開發することが出來なくして、いわゆる寶の持ちぐされである。今後おういにこれを開發するには、實業教育の發達に待たなければならぬ。滿蒙新國家の機構を見るに、



のようになつて居り、民政部に學務處を置き、こゝに滿蒙一切の教育を管掌することになつて居る。教育は實業教育を基本として所要人員を育成する方針であるが、いずれの學校においても、日本語を必修科目として居るのは、滿蒙に對する國語政策としてはもつともその時宜を得たものと信ずる。さきに述べた通り、滿蒙新國家は産業の開發を以て重大な使命とするのであるから、いちはやく人民の産業に關する知識を養わなければならぬ。またそれと同時に實業教育をさかんに起してその所要人員を養成しなければならぬ。ゆゑに産業立國の大本から見ても、實業教育に重きを置くことはもつとも當を得たものであると信ずるが、それと同時に留意すべきことは、實業教育の一切の資料はわが國に仰がなければならぬから、こゝにおいてか、滿蒙新國家の人民は日本語を學ぶことが最大必要條件となるわけ

である。この點から見て、滿蒙の國語政策上日本語を必修科目に選定したことはもつとも策の得たものである。

日本語を滿蒙における諸學校の必要科目とすることは、單に教育上からばかりでなく、國交上および通商上から見ても、その必要が痛切に感じられる。滿蒙の治安を維持するについては、もとよりわが國の協力に待たなければならぬのであるから、日本語によつて意思の疏通が自由に出れば、それだけ成績が擧るわけである。つまり滿蒙との協力一致は意志の疏通を以て第一義とするので、それがもし十分に行届かなければ、自然融和を欠くようになるのは言を待たない。民族間の融和は意志の疏通によつてはじめて目的が達せられるのであるから、異民族ことに言語を異にする民族の相集る場合には、かならず共通の言語を必要とする事例はさきに詳説した通である。ゆえに滿蒙新國家もその前例に鑑み、日本語によつてわが國との親和と協力を維持し、これによりその國策を確立することが刻下の最
大急務である。要するに滿蒙新國家においては、できるだけ日本語の普及を圖り、假名を以て國字とし、これによつて國策の遂行を期することが、滿蒙に取つてはもつとも賢明な方策であると斷言してはゞならない。

つぎに滿蒙新國家が以上のごとき國策を樹立するに至つた場合に、われ／＼の特に考慮しなければならぬことは、一日もはやく國語整理事業を完成することである。たとえば假名遣の改定のごとき、朝鮮や臺灣の教育上すではやくからその急務たるものが認められて居るに拘らず、今に至るまでこれを解決するに至らないために、教育の進展を妨げて居ることが實に少くない。いまや滿蒙新國家とあらたに親密な關係を生ずるに至つたのであるが、新國家における諸學校が日本語を教授するに當り、假名遣のためにまたかれらを苦しめることはわれ／＼のまことに忍び得ないところである。これまで植民地においても、しば／＼表音的假名遣を採用したに拘らず、その終りを究うしなかつた

のは、内地における諸學校の教科書が歴史的假名遣を採用して居るためである。滿蒙新國家においても、おそらく朝鮮や臺灣において經驗したと同じ困難に出會うであろうことはまことに氣の毒に堪えない。

つきに國語の整理も一層の急務たることを感ずる。たとえばアクセントのごとき、滿蒙諸學校の日本語科において、かならず重大な問題になるであろうことが想像される。自分がかつて日本語文化學校において、日本語の教授に關與したとき、その外國學生からつねに訴えられたのは、日本語教師のアクセントが人によつて異なるが、そのいずれに従うべきかという問題であつた。わが國語におけるアクセントは地方によつて區々であり、關東方言と關西方言では、アクセントが正反對のものも少くない。アクセントの嚴正な歐米人から見れば、日本語教師のアクセントが人によつて異なることはすこぶる不安に感じられるのは無理もない次第である。滿蒙においても、日本語教師のアクセントが不統一であるのに對して、かならずや不安の念を生ずるに相違ない。今後滿蒙諸學校における日本語教師が各地方から選ばれるとしたら、かならず種々の問題を引起すであろうことをひそかに恐れる。たとえば九州地方から選ばれた教師と東北地方から選ばれた教師とは發音においても言語においても一致しない。それが同一の學校に就職して居る場合には、生徒はそのいずれに従うべきかにおういに迷うに相違ない。かくのごときはひとりアクセントのみでなく、表現の用語や形式においても、方言にもとずく不統一からいろ／＼な問題を生ずべきことも豫測される。由來わが國ではアクセントや表現形式の方言的不統一については、あまりふかく意に介しないから、日本語教師を選定するに當り、この點にふかく留意する人が少くして、その結果日本語教授の成績が意のごとくならないかも知れない。ゆえに滿蒙の教育に従事する人ことに日本語の教授に當るものは、標準たる東京語に練熟し、すこしも方言的色彩を有せざるものを嚴選しなけ

ればならぬ。これを要するに、滿蒙新國家の興隆とその將來における開發より見て、わが國における國語國字の整理事業のさらに一層の重大さを加えたのを痛感する。この事業は單に國內ばかりの問題でなく、對外的に見てもつとも重大なものであることを、いまさらながらふかく痛感するのである。

第四章 國語と國家との關係

一

われ／＼が國家を愛し、國土に親しみ、祖先を尊ぶ精神は、すべて祖先傳來の言語の上に含まれて居るのである。語をかえていえば、國語は國民性をもつともよく表彰して居るのである。ゆえにわれ／＼は祖先傳來の言語や文學によつて教育せられてこそはじめて健全なる國民的性情を陶冶し得るのであるから、これに對して國語教育がいかに重大な使命を有するかは、おのずから知られるであらう。近來、ヨーロッパ各國があらそつて國語教育の改善に力を注ぎ國語の擁護に努めて居るのは、その意味きわめて深遠なものがあるのである。わが國においても、つとにこれを覺り、年を追うて國語教育の重大性を認めるものが多くなつて來たのはまことに慶賀に堪えない。現行小學校令施行規則第三條に、

國語ハ普通ノ言語日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ、正確ニ思想ヲ表彰スル能フ養ヒ、兼テ知徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

とあるが、この知徳の啓發とゆう一句に熱烈なる愛國的精神の養成と崇高なる品性の向上とに對する重大な使命が含蓄されて居るのである。中學校の教授要目を見ると、

國語誦讀ハ讀方及解釋・話方・暗誦・書取ヲ誤シ其材料ハ總テ文章ノ模範タリ而シテ國體ノ精華、民俗ノ美風、賢哲ノ言行等ヲ叙シ、以テ健全ナル思想、醇美ナル國民性ヲ涵養スルニ足ルモノ、文藝ノ趣味ニ當ミテ心情ヲ高雅ナシシムルモノ、日常ノ生活ニ裨益アリ、常識ヲ養成スルニ足ルモノ等タルベシ。

とあるのも、國語教育の重大な使命をもつともよく表彰して居るものと思う。ドイツでは普通の言語日常須知の文字および文章を知らしめ、正確に思想を表彰する能力を養うのは國語の運用に屬する自明の事として、むしろ國民的情愫の訓育に重きを置いて居る。高等學校(ハイシューレ)の教授要目に

ドイツ語教授の目的は、祖國語の正確なる口述的および記述的慣用の能力を養成し、ドイツ文學史における有名な傑作を習得し、國民的精神を發揚すること、特にセルマン語系に屬する傳説およびドイツ文學中學校教育に適したものによつて以上の精神を發揚すること。

かくのごときは、國語と民族、國語と國家との關係が、きわめて密接であるために、國語教育の使命がさかぶる重大であることが一般に承認された結果に外ならない。國語教育の大勢が今後ますますこの方向に向つて進むのは、毫も疑を容れぬところである。

近來國語教育が一般に重要視されるようになって來たのは、つまり熱烈なる國民的精神を養成し、高潔なる品性を向上せしめるには、かならず祖先傳來の國語によらなければならないからである。すなわち知徳圓滿なる國民はその親愛する國語によつてはじめて養成せられるからである。明治六年ごろ故森有禮氏が日本語のはなはだ複雑にして不規則であることを歎き、かゝる國語によつては、到底組織的な教育を施すことが出來ないから、英語を以て教育する

ことにしてはとゆう意見を抱かれたことがある。しかるに北米エール大學のホイトニー教授がこれを傳へ聞き、ただちに書を送つてその無謀の舉を戒められたことがある。その書簡の一節に、

むかしからある民族が父母の言語をすて、他の民族の言語を採用した例は決して少くない。しかしながらかくのごとき場合は、前者が政治上・社會上ともに後者に壓倒されたときで、つまり前者の文化が後者より劣るかに劣つて居るためである。ゆえに英語を以て日本語に換える方が日本の文明を進めるために、たといいくばくの利益があるとしても、祖先傳來の言語を改善し發達させて、文化の進歩を圖る方法を取るにあらざれば、斷じて賛成が出来ない。一國文化の進歩はかならずその國語によつて仕送げられるべきものであることを忘れてはならぬ。

とゆうことが見えて居るが、まことに至言である。實に國語と國家とはもつとも密接な關係を有するもので、國語の勢力が漸次消衰してその獨立を保つことが出来なくなれば、自然に國民の勢力も衰退するし、またその反對に國民の勢力が衰退すれば、その言語も自然に衰退するのが常例である。ファイヒテが「むかしのドイツ人はドイツ語によつて大なる仕事をした。今後のドイツ人もまさにこの力によつてドイツ主義を發揮することが出来る」と論じて居るのも以上の思想にもとずいて居るのである。

アイヌ語のごとき、土人の衰退とともに消衰して祖先傳來の言語を満足に維持することが出来なくなつて居るが、ホイトニー教授の述べて居られる通り、文化の程度の低い民族が、その程度の高い民族に接觸した場合には、かならずかれらの言語が一大壓迫を蒙るのは事實である。アイヌ語の衰退したのは民族が大和民族の壓迫を受けて衰退したからである。たとい他の民族に接觸しても、すこしも民族としての勢力の消衰しないものもある。日本民族のごときそ

の一例であるが、上古において支那や朝鮮の文化がわが國の文化よりもはるかに優つて居たから、わが國語は自然にその影響を受けたのである。その一端は言海を見てもわかるので、この言海には三萬九千〇三語を收めて居るが、その中漢語が一萬三千五百四十六語、唐音語が十三語、和漢熟語が二千七百二十四語、漢外熟語が二百十七語、和漢外熟語が十三語とゆう割合である。つまり漢語およびそれに關係したものが一萬六千五百九十六語收載されて居るわけ、全體のほとんど五分の二に當つて居る。それと同じ例はヨーロッパにも隨分あるので、たとえばギリシアやローマは古代において文化の中心であつたから、その勢力は全歐洲を壓倒してその影響の及ぶところすこぶる大なるものであつた。ゆえに歐洲諸國の言語とギリシア・ローマのクラシックスとの關係はあだかもわが國の言語と支那のクラシックスとの關係のごとくであつたのである。それからベルシア語とトルコ語とは、アラビア語を多量に含んで居るが、かくのごときは、要するに文化の不均等に原由する結果に外ならぬ。

二

つぎにある民族が他の民族に征服された場合には、被征服者の言語が原則として征服者の言語から強烈な壓迫を蒙るものである。たとえば第十一世紀にイギリスがノルマン人のために侵略せられた結果、フランス語を多量に取入れざるを得なくなつた。一千八百七十一年フランクフルトの條約により、エルザス・ロートリンゲン二州がドイツに割讓されたが、ドイツがこれを受取るやいなや、たゞちに教育令を發布して、同州における一切の學校はドイツ語によつて教育する計畫を立てた。その他あらゆる手段を講じて州民を壓迫したので、割據當時二州の人口は約貳百萬を算したが、その後ドイツの治下にあるのを快からずとしてフランス内に移轉したので、世界大戰の當時二州の人口は

依然として舊のごとく約二百萬であるが、その中フランス人はわずかに二十萬に減じて他の百八十萬はドイツ人に取つてかわられたのである。

プロイセンのポーランドに對する政策はすでに詳述した通り幾多の起伏曲折は免れなかつたが、ドイツ主義のためポーランド人はたえず壓迫されたのである。露領ポーランドもまたロシアから強激なる壓迫を蒙つたのは、獨領ポーランドと異るところがなかつた。一千九百八年ボスニア・ヘルツェゴヴィナ二州のオーストロー・ハンガリーに併合せられるや、爾來オーストロー・ハンガリー政府は極力これを同化することに努め、種々の政策を弄した結果、國內にはつねに慘憺たる政治上の鬭争が絶えなかつたのである。オーストロー・ハンガリーには十數種の異民族が割據し、教育上あるいは行政上すでに公認されて居る言語は十種に及んで居たのである。政府はこれを統一せんとして非常に苦心努力したに拘らず、ついに失敗に歸して、各民族をして自由により己の言語を用いさせるの止むなきに至つたのを見ても、國語と民族とはいかに強固に結びつけられて居るものであるかを知ることが出来る。要するにある民族が被征服者か被治者の地位に立つようになると、その自然の結果、祖先傳來の言語がはなはだしく壓迫を受け、場合によつてはその獨立すら危ううする様になることがあるのである。もし國語が獨立の基礎を危ううするようになると、その民族が漸次愛國的精神を喪い、民族的勢力がはなはだしく消衰すべきは、過去の歴史に徴してすでに明である。ゆえに新附の民を悦服せしめるには、國語政策がもつとも重大なる意義を有することは、すでにさきに述べた通りである。

三

以上に述べ來つたところで、國語と國家とがいかに密接な關係を有するかをば明になつたこと、と思う。元來國語

は國民の精神を宿して居るのであるから、ある國民の人文的發達がいかなる程度まで進んで居るか、國民の精神および思想がいかなる特色を有するかは、すべてかれらの國語の上から判斷することが出来る。アーベル (Abel) とゆう人がかつて各民族におけるもつとも普通な語を比較研究し、これによつて各民族の抱有する思想の異同を説いたことがある。たとえば「愛」とゆう語について見ても、これに含まれて居る觀念が民族によつて一致しない。忠孝仁義といつても、歐米人のこれに對する觀念は支那や日本におけるものとそれ／＼異つて居る。君に忠親に孝とゆう觀念にしても、わが國におけるものはまつたく獨自なもので、支那人の有する觀念とははなはだしく異つて居る。ゆゑに支那の國體とわが國體との間における異同については、言語に包有されて居る意義の上からこれを説明することはかならずしも困難でない。ある國民に固有な國民性があるの國語の上にあらわれて居る以上、この國語によつて教育してこそ、日本固有の國民性を具備する國民を育成することが出来るのである。またわが國語によつて新附の民を教育してこそはじめに悦服せしめることも出来るのである。以上の觀點からすれば、わが國語の領域を擴張することがとりも直さず國運伸長の重大な意義を生じて來るのであるから、國語政策の重大性もおのずから明なわけである。印歐語 (Indo-European language) を使用するものが約八億七千萬に達して居るが、その中英語を用いるものが一億五千萬、ドイツ語を用いるものが約九千萬、フランス語を用いるものが約五千萬、ロシア語を用いるものが約一億一千万、イタリ語を用いるものが約三千七百萬、スペイン語を用いるものが約五千二百万、ポルトガル語を用いるものが約二千四百万、ポーランド語を用いるものが約二千萬とゆう割合になつて居る。ただし言語としての勢力はこれを使用する人口の多少によつてのみ判斷することが出来ないで、その分布の状態をふかく考察しなければならぬ。

たとえ英語は世界至るところに廣がつて居て、英語の使われる地方に日が没しない、どこかしら英語の行われて居る地方を日が照して居るとゆう位であるから、ロシアに比するとはるかに強大な勢力を有するわけで、その植民地の間に經濟ブロックを作るほどの豪勢さである。つぎにドイツ語を使用するものはフランス語を使用するものよりもはるかに多いが、その分布の状態を見ると、フランス語はひろく世界の各方面に行われて居るのみならず、上流社會や外交社會の通用語にもなつて居るから、その勢力は、むしろドイツ語を凌いで居る有様である。さらにイタリー語をみると、その數においてスペイン語よりもはるかに劣つて居るが、その勢力はかえつて優つて居るように見受けられる。とゆうのは近來イタリーは植民政策に成功して以來、今日ではアフリカの沿岸、アドリア海の沿岸、エジアン海の沿岸、スミルナを中心とした小アジアの沿岸におけるイタリー語の勢力ははなはだ強大なものである。中古時代と今日とを比較すると、ヨーロッパの言語地圖は非常に變化して居るが、しかもその變化はいつも國民の消長と密接な關係を有して居ることは興味のある問題である。ことにスラーウ民族とドイツ民族の盛衰を比較して見ると、この間の消息が一目して明である。今日のヨーロッパにはスラーウ主義・ドイツ主義・マジャール主義、あるいはイタリー主義とゆうような民族的勢力の擴張を目的とした運動がすこぶる激烈であるが、國語と民族の關係から見て、この運動は今後ますますさかんになるべきは言を待たぬであらう。

世界大戰の結果、各民族の勢力に強大な變化が生じたが、その變化は言語が中心になつて居るといつて差支がない。すなわちポーランドがこれまでに三分されて居たのが、戦後復歸してポーランド共和國を組織した。チェックとスロバキアが聯合してチェコスロバキア共和國が成立した。ハンガリーが獨立し、ユーゴスラーウはハンガリーの支配か

ら脱した。舊オーストロ・ハンガリー内におけるイタリ語地方はイタリーに、ルーマニア語地方はルーマニアに領屬することとなり、オーストリアのドイツ語地方はやはり獨立するようになった。この變動を見ると、各民族は言語をバンドとして相團結したことになるので、將來は異民族にして固有の言語を有するものが相集つて、一の國家を組織することはおそらく出来ないであろう。また現に右のような状態に存するものも、機を見て分離しようとする傾向にあることは、アイルランドと大英國との關係から見てもわかるのである。一體民族をかたく結びつけるバンドとしては、言語より強力なものはおそらく他にならう。人種的關係・宗教的關係・人文的關係その他種々の關係もあるが、言語に比すると民族を結びつける力のはるかに弱い。民族にしても、その固有の言語を有せざるものは、かたく相團結することが困難なもので、そのもつともよい例はユダヤ人である。かれらは固有の宗教は有して居るが、固有の民族語を有して居ないために、相團結する力がきわめて乏しいのである。かれらは歐米において一般に排斥せられ、なかには氣の毒なほど人權をふみにじられて居る。最近ではドイツのナチスによつて無慘にもしいたげられて居るが、かれらは相一致團結してこれに反抗する力を有して居ない。ドイツの財界を支配して居る實業家の重なるものは大抵ユダヤ系のものであるから、もしかれらが一致團結してこれに反抗すれば、かような憂き目は見ないで済むはずであるのに、不幸にしてかれらは團結する力を有して居ない。しかも自己の利益に目がくらんで同胞を裏切つて顧みないのが、現在におけるユダヤの民族性である。さきに述べた通り、ポーランド人はドイツ政府からあらゆる慘酷な迫害を蒙つたに拘らず、あくまで一致團結してついに獨立し得たのは民族固有なポーランド語の恩恵である。かれらはポーランド語によつて一致團結することが出来たからこそ、回天の事業を完うし得たのである。ゆえに民族としては祖先傳

來の固有な言語はあくまで尊重愛護して、これをバンドとして團結し、おういに發展するように心掛けなければならぬ。

しかるにわが日本國民は祖先傳來の言語に對して、これを尊重愛護する觀念のきわめて乏しいことは一大欠點である。たゞいたずらに外國語を崇拜し、國語を輕視するのは、昔から今に至るまで一貫してかわるところなき通弊である。純粹な國語を捨て、漢語を尊び、さらに外國語を重んずるとゆう氣風は、大國民たる意氣を損すること實に少くない。徳川時代の漢學者には支那を中華わが國を東夷と稱し、あるいは自分の家屋を○●閣・○●亭と命名し、なるべく唐様の色彩をあらわそうとして得意がつて居た。しかるに今日では煙草の名稱にまで外國語を用いて人氣を博せうとして居るが、これらは古來外國の文化にあこがれて來た因襲の然らしめるところではあるが、東洋の一大帝國國民としてはまことになさげなき次第である。鐵道各驛の掲示に英語を附記してあだかもイギリスの植民地たるがとき觀を呈して居るのは、まさに國辱とも言ふべきもので、かゝる事例は歐米において決して見ることの出來ないものである。かくのごとく祖國語を輕視して外國語を尊重することは、民族發展の前途に一大暗影を投ずるものであつてまこと取らざるところである。われ／＼は幸にして祖先傳來の立派な國語を有するのであるから、あくまでこれを尊重愛護し、これを整理改善して民族の團結を圖り、その發展を促すべく努力しなければならぬ。

(臨時國語調査會所定の假名遣による)

昭和八年十月七日印刷
昭和八年十月十五日發行

國語科學講座

(第四回叢書)

東京市神田區錦町一丁目十番地

編輯者 株式會社 明治書院

代表者 三樹退三

東京市神田區三崎町三百八十九番地

印刷者 細谷祐三

發行所

東京市神田區錦町一丁目
株式會社 明治書院